

官報

昭和四十二年五月十八日

○第五十五回衆議院会議録 第十四号

昭和四十二年五月十八日(木曜日)

議事日程 第十一号

昭和四十二年五月十八日

午後二時開議

第一 農業共済基金法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 沖縄居住者等に対する失業保険に関する

(内閣提出)

第三 日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第四 関税定率法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第五 税制簡素化のための国税通則法、酒

(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

石油開発公団法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

動力炉・核燃料開発事業団法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第三 日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 関税定率法等の一部を改正する法律

案(内閣提出)

日程第五 税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

石炭対策特別会計法案(内閣提出)

理化学研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別措置法案(内閣提出)

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

石油開発公団法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(石井光次郎君) 内閣提出、石油開発公団法案について、趣旨の説明を求めます。通商産業大臣菅野和太郎君。

〔國務大臣菅野和太郎君登壇〕

○國務大臣(菅野和太郎君) 石油開発公団法案について、その趣旨を御説明申上げます。

エネルギー革命の進展と経済の著しい発展に伴い、石油の重要性が近年とみに高まりつつあることにつきましては、御高承のとおりであります。

すなわち、石油は、現在すでに全エネルギー供給の大宗を占めるに至っておりますが、さきの総合エネルギー調査会での検討によりますれば、昭和六十年度には、その比重は七五%程度まで高まる

ことが推定されております。したがいまして、今後この重要な石油の供給をいかに確保していくかは、わが国エネルギー政策の最も重要な課題の一つであると申しても過言ではないと存ずる次第であります。

ひるがえって、わが国の石油供給の現状を見ま

すと、資源的な制約などもあって自主的な供給源

が中近東に相当に偏在するなど、種々の問題を内

包しており、低廉かつ安定的な石油供給の確保の見地から、あるいは自主的なエネルギー政策遂行の上から、きわめて大きな問題があると申さざるを得ません。

かかる現状にかんがみますと、長期的な観点から事態の好転をはかるため、わが国自身の手によ

ることをいたしております。

第一に、石油開発公団は、前述いたしました概

要を御説明いたします。

第一に、石油開発公団は、前述いたしました概

要を御説明いたします。

第一に、石油開発公団は、前述いたしました概

要を御説明いたします。

第一に、石油開発公団は、前述いたしました概

石油輸入に伴う外貨の節約にも資し、かつ、発展途上国の経済協力にも寄与するところ大なるものがあると考えます。

政府といたしましては、このような見地から、まいっております。しかしながら、近年におけるわが国の石油需要の急激な増大と、最近における産油地域での諸外国の活動の活発化を考えますと、この際、わが国として、計画的かつ一元的な石油開発体制を確立し、國の総力をあげて從来にも増して強力に石油開発を推進することがきわめて必要であると痛感されます。このためには、いわば石油開発の推進母体ともいべき機関を設置し、総合的な視野のもとに、石油開発企業に対する投融資などの業務を行なわせることが最も適切なる方策であるうと存じます。

かかる趣旨にかんがみ、この法律案は、石油の探鉱に必要な資金の供給その他石油資源の開発に必要な資金の融通を円滑にするなどのために必要な業務を行なう石油開発公団を設立し、これに対し國が出資を行なうなど、所要の措置を講ずるとともに、必要な監督を行なおうとするものであります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、石油開発公団は、前述いたしました概

要を御説明いたします。

億円の出資を行なうことを予定いたして おりま
す。

第三に、役職員など公団の組織に関すること、予算、決算その他の財務及び会計に関すること、公団の業務についての通商産業大臣の監督等について規定しております。

(拍手)
以上のが石油開発公団法案の趣旨でござります。

石油開発公団法案(内閣提出)の趣旨説明に対する意見

議表(石井光次郎) なほ、その趣旨の説明

岡田利春君。 対して質疑の通告があります。これを許します。

○岡田利春君 私は、ただいま趣旨説明のあります
した石油開発公団法案について、日本社会党を代
表し、総理及び関係各大臣に質問を行なうもので
あります。

産業のかたであります。国民生活上密接な関係を持つエネルギー政策について、総合エネルギー調査会は、去る二月二十日に一ヵ年半に及ぶ検討を終えて答申を行ないました。その内容は、昭和四十年から昭和六十年までの二十年間にわたる長期の需要目標と、そのるべき政策について述べ、そしてエネルギーの低廉性と安定供給の二つの原則を同時に解決しようとしたしておるのであります。

すなわち、わが国のエネルギー需要は、昭和四十年度を起点に、五十年度には二・一倍、六十年度には三・八倍に増大し、その供給の中心は石油として位置づけられ、これに長期的展望に立つて原子力の積極開発がつけ加えられておるのであります。昭和六十年度における最終需要の一次エネ

石油開発公團法案の趣旨説明に対する岡田利春君の質疑

ルギーに占める石油の構成比は七四・八%と爆發的に急増する反面、国内炭は五・三%に慘落し、エネルギーの海外依存度は実に九〇%に達するものと推計されておるのであります。しかし、エネルギーの二大原則である安いエネルギーと安定供給は、世界的にも常に矛盾し合い対立してきた問題であり、かつまた、国際収支及び産炭産油地域経済と雇用問題、石油の大量使用による大気汚染等の社会的側面をもまた同時に重要視しなければならないのであります。

私は、わが国の総合エネルギー政策は、最低十年以上先進諸国家に比べて今日立ちおくれを来たしていると思うのであります。政府はこの際、公団もその一環として位置づけられ、そしてまた、政府はこの公団とエネルギー基本法との関係を十分勘案して、すみやかにエネルギー基本法を近く定めるべきであると存ずるのであります。私は、特にエネルギー基本法を制定する意思があるかどうか、この際総理の見解を承りたいのであります。(拍手)

今日、石油の安定供給には、第一には、石油資本の政治経済情勢の不安定、第二には、国際石油資本に左右される危険があり、現にわが国は輸入原油のその七五%がひもつき原油であり、イタリアよりも一六%の割り高な原油を買わざる所以であります。そのため、六十年度には所要原油中三〇%を海外開発原油で満たし、自主性の確保により、原油価格の引き下げをも期待いたしておりますが、私は、以上の立場から総理大臣の問題、片貿易の問題は正等々、数多くの問題があるのです。(拍手)

今日、石油の安定供給には、第一には、石油資本の政治経済情勢の不安定、第二には、国際石油資本に左右される危険があり、現にわが国は輸入原油のその七五%がひもつき原油であり、イタリアよりも一六%の割り高な原油を買わざる所以であります。そのため、六十年度には所要原油中三〇%を海外開発原油で満たし、自主性の確保により、原油価格の引き下げをも期待いたしております。しかし、産油国の分配率の引き上げの要求、過大な利権料、日本の進出に対する国際石油資本の抵抗、相手国との友好関係の問題、片貿易の問題は正等々、数多くの問題があるのです。(拍手)

私は、わが国の総合エネルギー政策は、最低十年以上先進諸国家に比べて今日立ちおくれを来たしていると思うのであります。政府はこの際、公団もその一環として位置づけられ、そしてまた、政府はこの公団とエネルギー基本法との関係を十分勘案して、すみやかにエネルギー基本法を近く定めるべきであると存ずるのであります。私は、特にエネルギー基本法を制定する意思があるかどうか、この際総理の見解を承りたいのであります。

私は、これから石油資源の開発を積極的に進めるにあたって、石油業法成立にあたり附帯決議として本院を通過いたしました石油の一手買取り機関の設置は、すみやかに検討され、政府は、原油引き取りの円滑化をはかるため、いまからその準備を進めなければならないと思ひます。が、その見解を承りたいのであります。

政府は今年度予算案策定にあたって、公社、公團等特殊法人の新設は、当初、認めないとの方針を示してきましたが、結果的に完全に圧力団体に屈したものまでも含めて、新たに五つの公団等特殊法人の設置を認めたのであります。さきに臨時行政調査会の答申もあり、公社、公團等特殊法人の積極的統合廃止の推進を表明しておるにかかるわらず、これをめぐる種々なる諸問題をも派生させ、本公團についても、石油資源開発株式会社の改組という名目で翻案しようとしたしておるのであります。この公團法案も、生まれながらにして昭和六十年度において海外開発原油を所要原油の三〇%を確保するということは、現在のアラビア石油株式会社の生産規模の約十倍の原油生産規模の開発を達成しなければならないのであります。これに要する開発資金は、ばく大な利権料を除き、また、開発上のリスクを最小限に見積もつても優に一兆円を軽くこえるものと見込まれるのですが、この資金の確保について、いかなる具体的な政策をお持ちになつておられますか。また、ひもつき原油に対する自主性回復のために、政府は積極的な改善対策をどのように進められようといたしておるのか、各担当大臣のそれぞれの見解をお示し願いたいのであります。(拍手)

今日、アラビア石油株式会社の今年度カフジ原油の引き取りにあたって、キロリットル当たり五セントの値引きの要求が出されておりますが、クウェート、サウジアラビア側の反撃もあり、交渉は難航いたしておりますとお聞きいたしておるのであります。私は、この際、その交渉の見通しについて伺つておきたいのであります。

私は、これから海外石油資源の開発を積極的に進めるにあたって、石油業法成立にあたり附帯決議として本院を通過いたしました石油の一手買取り機関の設置は、すみやかに検討され、政府は、原油引き取りの円滑化をはかるため、いまからその準備を進めなければならないと思ひます。が、その見解を承りたいのであります。

政府は今年度予算案策定にあたって、公社、公團等特殊法人の新設は、当初、認めないとの方針を示してきましたが、結果的に完全に圧力団体に屈したものまでも含めて、新たに五つの公団等特殊法人の設置を認めたのであります。さきに臨時行政調査会の答申もあり、公社、公團等特殊法人の積極的統合廃止の推進を表明しておるにかかるわらず、これをめぐる種々なる諸問題をも派生させ、本公團についても、石油資源開発株式会社の改組という名目で翻案しようとしたしておるのであります。この公團法案も、生まれながらにして

奇形児としての宿命を背負つて提案されていることを、私は率直に指摘しなければなりません。（拍手）

政府は、天下り、横すべり、トンネル機構、な
わ張り争い、放漫經營の病根をこの際えぐり出
て、公社、公團等特殊法人については、勇断をもつ

て、廃止するものは廃止をし、統合するものは積極的に統合を断行し、新しい産業経済体制の中で国策上絶対必要なものは、十分その目的達成のために、機能的にも資金的にも充実したものを設置すべきであると思うのであります。政治姿勢として、風格ある社会の建設と、勇断をもって事に臨むと言明された佐藤総理大臣の明確なる決意と、担当大臣の所信を承りたいのであります。

私は、この公団法案の持つ欠陥は、第一に、国内石油資源の開発については撤退作戦とも見られる大きな後退についてであります。第二には、公団は、石油資源開発株式会社の業務を引き継いで発足し、しかも三年後には探鉱、採掘部門を切り離した新しい組織を別途に設立させるというその奇形性にあると思うのであります。国内「石油資源

開発にあたっては、機械の貸与、技術の指導、地質調査に限つており、海外の石油資源開発については、債務の保証、探鉱出資及び成功払いを前提とした資金の貸与等を行なうことになつておるのあります。西欧諸国の政策にも見られるようになります。いまや、海外資源の開発と同様に、むしろそれ以上に、国内石油資源開発を積極的に進めていく現状にかんがみ、内外の石油資源開発についていは、同時並行的にその開発を進めるべきが至当であります。

また、三年後に設立される探鉱、採掘の組織はいかなる性格を持つものであるか、どのような形態のものを考えられておられるのか、その構想をこの際お示し願いたいのであります。

できるものではなくして、エネルギー産業体制もまたその構造変動に合わせて、海外における核燃料資源及び低揮発の強粘結原料炭資源の開発とその確保をも含めて、独立国家にふさわしいエネルギーの独自性と自主性を最大限に確保するため、政府は不斷の積極的な努力を展開しなければならないと思うのであります。そのため、エネルギーの産業体制の強化とエネルギー政策の統一的推進をはかるためにも、膨大な機構の通商産業省からエネルギー部門を分離して他の機関との統合をはかり、動力省をこの際設置すべき時期にしていると判断されます。政府にその意思があるかどうかをこの際承りたいのであります。(拍手)

私は、エネルギー政策を進めるにあたって、西ドイツ、フランス、イギリス、イタリアの西欧諸国の一貫したその政策と、積極的かつ大胆な政策の展開については、多く学ぶべきものがあると思ひます。わが国の国民一人当たりのエネルギー消費量も、五十年度には現在の西ドイツの水準に到達し、六十年度にはアメリカの水準に到達することが推計されておるのであります。特に天然ガスを含む国内エネルギー資源開発については、画期的なくふうと惜しみなき努力を払わなければなりません。政府は、エネルギー政策の展開のためには、偏狭な自由主義経済のワクにだけ閉じることなく、世界の趨勢でもある国営もしくは国の強い管理に基づく強力な混合経済体制の確立は、私はもはや不可欠の問題であると思ひますので、この際、古いイデオロギーのからを打ち破つて、生き生きとした政策を展開すべきであると存ずるのであります。

エネルギー政策の展開は、あすではおそ過ぎるのであります。産業のかたであります。高い成長を遂げつつある産業活動の血液でもあるエネルギーは、わが国民族の独立とその尊厳性を高めるものとして確保され、わが国の産業、経済発展のため、そこ全国民のエネルギーが結集されるよう、その政策展開のための重大なる決意を心より

できるものではなくして、エネルギー産業体制もまたその構造変動に合わせて、海外における核燃料資源及び低揮発の強粘結原料炭資源の開発とその確保をも含めて、独立国家にふさわしいエネルギーの独自性と自主性を最大限に確保するため

す。(拍手)

【内閣総理大臣(佐藤榮作君登壇)】お答えいたしました。

政府に促して、私の質問を終るものであります。ただいまお話をありましたように、総合エネルギー調査会が政府に答申したこと、これはもう御承知のとおりであります。私は、この総合エネルギー調査会の答申は、わが国のエネルギー政策の方向を示すものだ、かように思っておりますので、この線に沿いまして、長期的にまた総合的観点に立つてのエネルギー政策を遂行していくつもりでございます。

その点から、あるいは、この際動力省を設置したらどうかというようなお話を出ておりますし、あるいは、基本法をつくつたらどうかといふようなお話もございますが、私は、ただいまのところは、この調査会の答申の線に沿つて政策を進めていく、これで足りるようと思つております。もちろん、エネルギー基本法は、ただいまのところはその必要はないよう思つますけれども、今後とも十分研究してまいりますけれども、今後おいては必ずしも賛成いたしません。

また、ただいまお尋ねがありましたように、わ

が国のようないくつかの石油資源のない国、これは一体どういうようになりますのか、海外に全部依存する、こういふことはたいへん心配ではないか、こういふことをございます。そこで、この問題は、多分にわが国の経済外交とも関連のある問題であります。ただいまのお尋ねもそういう点に触れておると思います。私は、海外の油田開発をいたしまして、自主的な供給源を確立するということ、これはわが国のエネルギー政策の根本の一つである、かように思つております。したがいまして、そういう立場に立つて海外の油田開発に協力するつもりであります。ことに石油資源は国際的な商品の性格をも持つておりますし、また、最近の産油国の中の廉な石油を供給することになるのではないかと考

べり方等にかんがみまして、私は、石油問題をめぐる国際協力、これには積極的に私どもも協力をすべきだ、かように思つております。そして、石油供給の強化と安定供給、そういう点についても特別な努力を払う、また同時に、開発途上にある国の経済発展に協力もするということで進めたい、かのように思つております。

次に、公社、公団等についての基本的な考え方をお尋ねになりました。岡田君がお話しになりましたように、この際は、廃止あるいは統合等について政府は積極的に取り組むべきだ、また、必要なものは思い切つてその強化、つくれ、こういうようなお話でございます。私もそのとおりだと思つたしましたが、こととは要請もございますので、行政の需要に応して、今回公団、公社等特殊法人をつくりました。しかし、在來の法人等の整理もいたしましたのでござりますので、七つ、これは実質的にはさようない意味でござります。まことにさようない意味でござります。昨年は私は一切つくるまいことにいたしましたが、こととは要請もございますので、行政の需要に応して、今回公団、公社等特殊法人をつくりました。しかしながら、在來の法人等の整理も十分研究してまいりますけれども、今後おいては必ずしも賛成いたしません。

【内務大臣(菅野和太郎君登壇)】石油公団のことにつきましては、総理からもただいまお話をありますたが、なお、先ほど私が申し上げましたとおり、石油公団を設けました根本の理由、目的は、安定した低廉な石油を確保するということにあります。しかし、これは御承知のとおり、石油開発公団は石油資源開発株式会社の事業を引き継ぐのであります。しかし、石油資源開発株式会社は、これは直接業務をやつておりますので、たとえば石油、天然ガスの採取あるいは販売等をやつておりますので、これらの業務を一応ビリオドを打つがために大体三年はかかるのではないかということで、大体三年間で石油資源開発株式会社の業務を全部こちらへ引き取つてしまいたいという意味で、三年といふ期限をつけておるのであります。

それから、エネルギー省、動力省といふようなものを設けたらどうかというようなこともお話を

ありがとうございましたが、総理からお答えになりましたとおりであります。いまのところはその必要はない」と考へておられます。

また、こういうエネルギー資源の開発といふようなものは、むしろ国が進んでやるべきじゃないかというような御意見もおあります。が、私は、やはりこれは民間でやるほうが能率的ではないか、こう考えておりますので、私は、現在、石油開発公団でやらして、民間人の才能を十分に發揮してやってもらいたい、こう考えておる次第であります。(拍手)

○國務大臣（水田三喜男君）お答えいたします。
　　海外原油の開発についての資金のお尋ねでござりましたが、これはやり方いかんによつては巨額の資金を要し、財政資金上の問題となるものと思われますので、まず有効な投資を行なおうとするためには、すでに開発されている地點を中心として開発するということと、調査の上で最も有望と

官 報 (号 外)

○國務大臣(松平勇雄君) 公社、公團の新設問題
に関するお尋ねでござりますが、ただいま経理から申し上げましたとおり、四十二年度におきましては新しく七つの特殊法人を新設することになりましたのでござりますが、そのうち、お話をありましたように、原子燃料公社並びに石油資源開発株式会社、日本中小企業指導センター、この三つを改組統合いたしまして、純増四つということになりました行政需要に必要なものとして認めた次第でござります。

原子力発電は、経済性向上の見通し、外貨負担の有力性及び供給の安定性等の面から、今後、わが国経済の成長をささえる大量のエネルギー供給の有力なにない手となるものとして、その開発の促進が強く要請されています。

わが国における原子力発電は、ここ当分の間は、現在すでに経済的、技術的に実証されているが、資源の乏しいわが国といたしましては、今後予想される核燃料所要量の増大傾向にもかんがみ、核燃料の安定供給と有効利用をはかるため、より効率的な動力炉を開発することが、

國力競、核燃料開采事業團法案(內閣提出)の
趣旨説明

○議長(石井光次郎君) 内閣提出、動力炉・核燃料開発事業団法案について、趣旨の説明を求めます。國務大臣二階堂進君。

しかしながら、臨調の答申にもござりますことをうな方針に基づきまして、去る三月七日の閣議におきまして、行政の簡素化に一そら力を入れるとうにという申し合わせがございました。それについてとりまして、臨調で指摘いたしました十八の特殊法人を含めまして、百八の特殊法人に対しましてただいま調査を進めておりまして、この調査は来年度の予算の編成に間に合うよう、鋭意その作業を進めておるわけでございます。この結果等を待ちまして、行政改革本部並びに行政監理委員会等にはかりまして適当な処置をいたす考え方でござります。(拍手)

いくことにいたしましたのであります。
次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。
まず第一に、この事業団は、すでに申し上げましたように、高速増殖炉及び新型転換炉という新しい動力炉の開発並びに核原料物質及び核燃料物質の探鉱、生産、再処理等を計画的かつ効率的に行ない、もつて原子力の開発及び利用の促進を行ふことを目的として設立されるものであります。
第二に、事業団の資本金でありますと、設立に際しまして政府が出資する二億円と、従来政府が

て、原子燃料公社の業務の主体をなしておりますが、核燃料開発関係の事業は、この新しい動力炉の研究開発と密接な関連を有するものであり、一つの事業主体が総合的に実施することが、研究開発の効率的な遂行を確保するやうであると考えますので、ここに原子燃料公社を解散することとし、その業務を全面的に新しい事業団が承継して

エネルギー政策上の重要な課題となつてゐるのではあります。また、この新しい動力炉を自主的に開発すること、産業基盤の強化及び科学技術水準の向上にも多大の貢献をすることが期待されていふものであります。

このような観点から、新しい動力炉として高炉増殖炉及び新型転換炉の開発を国のプロジェクトとして強力に推進することとしているのであります。しかも、この開発は、わが国にとりまして、かつて経験したことのない新しい分野における大規模な事業であり、これを成功させるためには、政府はもちろん、学界、産業界等をはじめとする全国の総力を結集してこれを推進することが必要になります。

このため、関係各方面の総力を結集する中核機関として、新たに動力炉・核燃料開発事業団を立ち、これを積極的に推進しようとするものであります。

針及び基本計画に従つて計画的にその業務を行ふことにいたしております。

第五に、動力炉開発関係の業務と再処理関係業務に関しましては、その性格の特異性にからんまり、それぞれその他の業務と区分して経理を行ふこととしております。

第六に、事業団の監督は、内閣総理大臣が行なうこととなつておりますが、この法律にござつて認可または承認等をする場合におきましては、関係ある場合は大臣に、動力炉開発業務等については通商産業大臣にあらかじめ協議することとなつております。

及び監事二人以内を置くとともに、非常勤理事を
び顧問の制度を設けまして、関係各界との円滑な
協力関係を保つて國の総力を結集することとし
ております。

なお、事業團の義務の運営につきましては、
に、動力炉開発の業務は長期にわたる大規模な企
業でありますので、内閣總理大臣が定める基本方
針

ら原子燃料公社に対し出資されておりました金及び民間からの出資との合計額を資本金としての事業団は発足するものであります。このはか将来、必要に応じまして資本金を増加することできるようにいたしております。

第三に、事業団の業務をいたしましては、高増殖炉及び新型転換炉に関する開発及びこれに必要な研究を行なうとともに、これに關する核燃料物質の開発及びこれに必要な研究、核燃料物質の生産、保有及び再処理、核原料物質の探鉱、採掘及び選鉱を行なうこととしております。

なお、事業団は、その業務を行なうにあたりましては、政府関係機関及び民間と密接に協力しそれらを活用していくことが必要であります。で、内閣総理大臣の認可を受けて定める基準にいましてその業務の一部をこれらのものに委託することができますとしております。

第四に、事業団の機構におきましては、役員として、理事長一人、副理事長二人、理事八人以

第七に、この事業団の設立と同時に現在の原子燃料公社は解散し、その一切の権利義務は事業団が承継することにいたしました。所要の経過措置を講ずることといたしました。

その他、出資証券、財務及び会計等につきましては、他の特殊法人とはほぼ同様の規定を設けております。

以上が動力炉・核燃料開発事業団法案の趣旨でございます。(拍手)

動力炉・核燃料開発事業団法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(石井光次郎君) ただいまの趣旨の説明に対する質問の通告があります。これは許します。

石野久男君

○石野久男君登壇

私は、ただいま趣旨説明のあります

動力炉・核燃料開発事業団法案について、日本社会党を代表して、佐藤総理並びに関係閣僚に對して若干の質問をいたしたいと思います。

質問の第一点は、この事業団法案は、原子力基本法の精神、思想を踏みにじって変更しているという事であります。

基本法は、原子力の平和利用を自主、民主、公開の三つの原則で進める事を規定しております。

事業団によると、まず原子燃料公社は解散さ

れ、事業団に吸収されるのであります。

原料の開発、生産、管理を総合的に国家管理で行

なってきた精神は完全にくずれ去り、核燃料の民有化の方向が明らかになろうとしておるのであ

ります。また、原研は、原子力の開発と研究のほ

んどが事業団の下請作業化されて、自主開発の機能の過半を失うことになることは明らかであ

ります。なお、原子力委員会の権限は、この事業

團の役職員の任免規定でも明らかのように、完全に從前よりは権威を失つております。加うるに、核燃料民有化に呼応して、機密保持のための規制がたくらまれてているとするならば、原子力基本法の精神は完全に失われたといつても過言ではありません。

佐藤総理は、このよろな事実を承知でこの事業団法案を提案したのであるか。この事業団法案が原子力基本法の精神をじゅうりんしているという事実をどのように考へるかを承りたい。そしてまた、基本法の考え方を根本的に変える方針を持つておるのかどうかも承りたいのであります。

質問の第二は、この事業団の役職員及び役員であつた者には機密保持の義務が政令によつて課せられるとうござつたが、そのような意図があるのかどうか、総理、科学技術庁長官に承りたい。そのようないふがあれば、公開の原則に対する挑戦であります。

質問の第三は、事業団は、大資本、特に電力資本を奉仕して、わが国の科学技術政策を弱体化させることではないかといふことであります。

事業団をつくらうとした当初、この事業団は原子力開発の參謀本部的性格を予定されておりました。ところが、現状は燃料公社をつぶして実施部隊になつたのであります。では、電力開発の參謀本部は、事業団を指揮するのはだれなのかといえども、これはおそらく原子力委員会ではなくて電力業界であろうかと思うのであります。

事業団の資本構成は政府と民間が出し合るものであります。国はこの法案ではほとんど権利を主張してはおりません。ところが、電力資本の要求は非常に強いのであります。すでに二階堂長官

のところには、公社の鉱山部門は採算が合わないから事業団から切り離せといつ強く申し出があると聞いております。また、国内のウラン鉱山は低廉度で採算が合わないので、これに事業団へ出資した民間資本の分がつき込まれるようではかなわない」と電力業者が言つてゐるといふうに、二月

二十二日の読売新聞は伝えております。まことに露骨な意思表示であります。山を開いて核燃料や燃料を自主開発しようという精神は、この事業団に出資する電力産業資本家たちは毛頭持ち合わせていません。国家統制をきらう電力資本は、公社をつぶして事業団をつくらうとしておる。十年間の燃料公社や原研の努力と成果を大資本がただ取り得るとしているのだと思われるであります。

このように見てまいりますと、わが国の原子力開発の能力は、ほとんど米国の軽水炉導入のためにその受け入れ体制に組み込まれるといつても過言ではありません。事業団がどのように自主開発を強調しても、客観的にはアメリカの第五十一番目の星といふ形で原子力開発が行なわれるのではないか。新しい実用炉を受け入れるための技術を準備するといふことになるのじやないかと憂えられます。

わが国の炉の開発は、アメリカの濃縮ウランが安いから軽水炉でいこうといふ電力資本の考えに押しまくられているのではないだろうか。カナダのCANDU型天然ガス炉がアメリカの軽水炉よりも安いといわれておる。それが事実だとすると、わが国の原子電力はアメリカを向いたりカナダを向いたりで、ちつとも定まらないことになるのじやないか。事業団は、はたして炉や核燃料、核燃料物質の自主開発に取り組んでいくかどうか、非常に危ぶまれるのであります。

政府は確固とした自主開発に対する考え方をどのようにお持ちであるか、この際承りたいのであります。

自主開発のための原研の立場は、さきにも申しましたように、まさに事業団の下請的性格になつております。そこで、原研の労組の皆さんのがこのことを心配して丹羽理事長に会見したときに、「原研が事業団の下請機關になつてしまふがどうか」という質問をしたら、「それでもいいのだ」こういふふに答えたそです。高速増殖炉の開発のために

原研に研究体制を置いてその成果を期待したとしても、原研のこうした状態のもとでは、軽水炉を中心の開発体制のもとでは、その期待にこなれることができないのではないか、私はそのように心配します。科学技術庁長官はどのようにお考えになるか。また、総理はこれについてどのようにお考えになるが、お尋ねしたい。

なお、この炉の開発にあたって、大蔵省は、炉の開発について三年目ごとに再検討するといふことをいわれておるそらであります。大蔵大臣はなぜ炉の開発について三年ごとにそういう検討を加えようとしておるのか、その趣旨をお聞かせ願いたい。

質問の第五点は、この事業団をつくることによつて、原子力開発と研究のための人材を自主開発のために集結することができるかどうかなどといふ点についてであります。非常にそれは困難だと思います。

事業団は、民間資本の発言権が非常に強い、国の管理監督が非常にむずかしいであります。もうけ主義、普利第一主義に動くことは言うまでもありません。したがつて、炉の自主開発よりも導入炉に圧倒されることは、もうさきに見たところでござります。加うるに、原子力委員会の弱体化、原研の下請化等によつて、自主開発に熱意を持つてゐる人材はどんどん原研から出していく、大学とかあるいは海外に出ていくといふことが見えられます。事業団の普利第一主義を政府が完全にチックしない限り、自主開発のための人材はとても残らないのではないかといふに私は心配しますが、総理はどのようにお考えになるか、科学技術庁長官はそれに対してもどのようにお考えになるか、人材の養成、蓄積をする方針であるか、承りたい。

質問の第六は、核原料及び核燃料物質の民有化、特にブルトニウムの民有化方針についてであります。

事業団法案で炉の自主開発をどのようにうたつておられますとも、現在のわが国の電力資本の方向は、アメリカの軽水炉によって早急に四千万キロワットの原子力発電を行なおうとしているのでありますから、アメリカが昭和三十九年八月特種核物質の民有化を決定して以来、政府は日米原子力協定の改定を考えておる。そして全面的に民有化することを閣議で決定している模様でござります。もしそれが事実であるとするならば、原子力を平和利用をうたい、自主、民主、公開の三原則を信じておる日本の国民は、政府によつて原子力開発では全くほんろうされているといわなければなりません。政府は全面的に核原料物質、核燃料物質の民有化を決定しているのかどうか、総理のお答えを願いたいのであります。

特にブルトニウムの民有化についてであります。が、発電用燃料としてブルトニウムを必要とする段階は、高速増殖炉が稼働するときであるといわれております。高速増殖炉は昭和五十年代に試運転を行なう計画でありますから、昭和四十三年十一月の段階で民有化を行なうといふのは、かりに民有化の方向にあるとしても、早過ぎるのではないか、私はそのように思います。この年代で民有化が行なわれた場合、民間会社はブルトニウムをどういうふうに使おうとするのか。ブルトニウムによつて民間会社はどのようにしてもうけを出そくするのか。これはきわめて危険であります。国はこれを管理し、監督することはできないのであります。民間電力産業は、現在国際的な課題になつておる核拡散防止協定の査察に反対しております。また、国際原子力機関 IAEA の民間査察をいります。また、国際原子力機関 IAEA の民間査察によれば、明らかにその権限は縮小され、無力化されていると言えます。法案の第十三条並びに第十六条に規定されておる役員の任免であります。が、燃料公社法第十条、第十三条においては、役員の任免は、原子力委員会の同意を得なくては認められません。原子力委員会の権限は削減しようとしているといふことになつております。政府はなぜブルトニウムの民有化を、原子力基本法の精神を踏みにじり、平和利用の三原則をみずから無視しておられるのか。本事業団法案は、ブルトニウム民有化への地ならし法案として提出されたのではないかとまえ私は思いますが、総理

はその間の事情をどのように見ておるのか、ひと御説明願いたい。あわせて、原子力基本法の精神をこの際変えて、基本法を変えようとしておるのかどうかも御所見を承りたいのであります。

質問の第七は、安全性の確保についてであります。事業団は、好むと好まざるとにかかわらず、これは自主開発といいましても、導入炉を中心とした開発業務が多いと思ひます。輸入炉については、たとえば東海発電所におきますコールドホールにおきまして、燃料破損検出装置の動きがとまつてしまつて大騒ぎをした経験がございます。安全性の規制はきわめて重要であると考えます。事業団が普利本位の民間電力資本と合併であるだけに、安全性の規制については特に注意を要すると思いますが、二階堂長官はそれに対してもよろしくお答えをしておるか、御所見を承りたい。

質問の第八は、原子力委員会の権威についてであります。原子力委員会の権限はいままでも政府によつてしばしば軽視されてきておりますが、本事業団法案によれば、明らかにその権限は縮小され、無力化されていると言えます。法案の第十三条並びに第十六条に規定されておる役員の任免であります。が、燃料公社法第十条、第十三条においては、役員の任免は、原子力委員会の同意を得なくては認められません。原子力委員会の権限を削減しようとしているといふことになつております。政府はなぜブルトニウムの民有化を、原子力基本法の精神を踏みにじり、平和利用の三原則をみずから無視しておられるのか。本事業団法案は、ブルトニウム民有化への地ならし法案として提出されたのではないかとまえ私は思いますが、総理

質問の第九は、原子燃料公社の解散に伴う従業員の待遇についてであります。本法が実施されれば公社は解散されるのであります。従業員のすべてはその際従前と同様の待遇をされ、その給与、労働条件、既得権益がことさらめがめられることはありません。この際、長官のお考えを承つておきたいのであります。

最後に、私は法案の文言について二点ほど政府の所見を聞いておきたい。

その一つは、第一条の目的において、「核燃料物質の保有」ということが書かれております。この保有ということばの意義が、きわめて抽象的で、明確ではありません。保有の意義と、事業団の目的として特にこの保有を明記した理由について御説明を願いたい。

その第二は、第二十条の「顧問」についてであります。学識経験者の中から、理事長が総理の認可を得て任命するのでありますが、その任務は「業務の運営に関する重要な事項に参画させる」となつております。何名くらい置くのか、主として大学の先生なのか、あるいは事業界の大物なのか、どのような人が適当だと考えておるのか、どのようないい先生なのか、あるいは事務の先生をお聞きしたいのであります。それは、私どもは、理事の諸君の力よりも、この顧問団の権限がこの事業団にあつては強くなる危険性があると感じているからであります。政府の考え方をただしておきたいのであります。

私の質問は以上であります。誠意ある御答弁をお願いいたします。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたしました。

この事業団を設立することは、いまある原子力基本法の精神を乱すものではないか、また、これを変更するものではないかといふお話を、いろいろ御意見が述べられました。御承知のように、

この事業団は、私が申し上げるまでもなく、原子力基本法によって設立されました原子燃料公社、この燃料公社の業務を全部そのまま引き継ぐのであります。そして今後、核燃料関係の事業を実施していく場合において、この事業団がその主体になるのであります。したがいまして、原子力基本法を変えるといふようなことは全然考えておりません。むしろ、核燃料の研究は、この原子力基本法の精神によりまして一そく拡充され、また効率的になるものだ、かように私は信じておるのであります。

核燃料の民有化ということを始めたのであります。私が申し上げるまでもなく、原子力の平和利用を確保するための規制措置、これは原子炉規制法等がござりますので、これで十分だと私は考えております。

御指摘になりましたように、特にプルトニウム、これだけを国有するような考えは、この際は必要はない、かように私は考えておるのであります。

また、今回のこの処置で原子力委員会の権限が縮小されたり、あるいは権威を失うのではないかという御心配のようであります。が、私ども政府としては、原子力委員会の権限を縮小あるいたしましては、原子力委員会の権限を縮小あるいはその権威を特に傷つけるような考え方ございません。(拍手)

○國務大臣(二階堂進君)　お答えいたします。
総理からいろいろお答えになりましたので、

体御了承願つたと思ひますか、事業主ができるところによつて、原子力基本法の精神が曲げられるのではないかということをございますが、先ほど総理から御賛弁がありましたとおり、燃料公社のすべての業務は、所々、事業主が原子力基本法去る情

への考え方には新しい事業団が属する「子会社法」の精神にのつとつたすべての事業を継承するわけですが、ありますので、新しい事業団ができるても、この原子力基本法の精神が変わるものでないと私どもは考えております。

それから、今後の自主的開発はどうしていくのか、というようななこともございましたが、現在は、アメリカの軽水炉型を中心にしてここ数年は原子力発電の事業を進めてまいりますが、ただ、将来わが国いたしましては、燃料の自主的な開発、また動力炉の自主的な開発、というものに積極的に取り組んでまいりますので、そういう計画を進めていくために、新型転換炉あるいは高速増殖炉とい

う、燃料が長くもつ、効率的に燃料が使えるとい
うよりな構想の新しい炉を積極的に進めて、エネ
ルギー、電力の開発に積極的に取り組む、そのた

めに責任体制を明確にして、積極体制をつくるということとで今回の事業団法案を提案いたしたよう
な次第でございます。

てトンネル的性格を持つ公社あるいは事業団ではないということをここに明確にいたしておきたいと思います。

それから、原子力委員会との関係は、先ほど総理のお答えのありましたとおり、この原子炉の開発の中核機関として事業団の運営が自主的ななされるわけでございまして、動力炉開発の基本的な方向とか計画というものは、あくまでもこの原子力委員会の意見を聞き、それを尊重して総理大臣が最終的にきめるということをご存じますので、このことによって私はどうもこの原子力委員会の権限が弱体化されるとは考えておりません。それから、安全性の確保の問題についても、先

ほど總理からお話をございましたが、今回提案をいたしておりますこの事業公法は、これは組織法でございまして、したがつて、この安全等に関する規制は、石野さんも御承知のとおり、原子炉等規制法等によつて十分な安全措置がとられることになつておりますので、私はこれで十分であろうと考へております。

でござりますが、昨年の十月の閣議決定におきまして、プルトニウムを含む核燃料の民有化を方針として決定をいたしておりますので、この中にプルトニウム燃料の民有化も当然含まれておりますので、プルトニウム燃料だけを国有にしておくこという理由は私はないと考えております。

また、自主開発等についての原子力人口と申しますか、関係研究者の不足が出てくるのではない
かということをございますか、これは御承知のと
おり、現在原子力研究所におきましても約二千名
ぐらいの研究者、従業員が働いておりますが、民
間を含めまして、大体現在三千人程度の専門家が
おるのではないかと考えておりますが、あと十
年ぐらいしますと、やはり七千名ぐらいの専門家、
研究家が必要ではなかろうかと思つております。
いま当面は、民間あるいは大学等における優秀な
人材を広く登用することによつて、私はこの開発

が支障を来たすとは考えておりません。将来はどうしてもこういう技術者が必要になつてしまいりますので、原研等の研究機関を通じて広く人材の養成につとめてまいりたい、かように考えております。

以上で大体と思いますが……。(拍手)

【國務大臣水田三喜男君登壇】

○國務大臣(水田三喜男君) 研究を三年目ごとにチニックする理由は何かという御質問でございましたが、事業団が開発しようとする新型転換炉、高速増殖炉、この二つはすでに海外諸国で開発が進められておるものでございまして、したがって、海外での開発の成果を直接取り入れるほうが効果的であるというようなことも、研究の過程においては起こり得る問題だと考えます。したがって、長期間にわたる計画を初期の段階で固定化してしまうということは、私は不適当だと考えております。したがつて、二年とか三年といふうに、適当な期間ごとに研究開発を一へん見直す、そしてその成果を評価し、検討して、そろして次の段階の研究開発の具体化をはかるといふことが、長期であり、また巨額な資金を要するこういう活動力炉開発計画というようなものについて、私は適当な進め方じやないかというふうに考えて、一定の期間ごとにこの成果を見直すということが必要であるということを主張したわけではございません。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 農業共済基金法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第一、農業共済基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農業共済基金法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和四十二年三月二十三日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

農業共済基金法の一部を改正する法律

農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)

第五条に次の二項を加える。

3 基金は、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができ

4 政府は、前項の規定により基金がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

第五十二条中「政府の出資」を「前条第二項の規定による」に改める。

第十五条第一項中「会員が」の下に「基金の設立に当たつて」を加え、同条第三項中「出資」を「第一項の配分に係る出資金」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 会員は、第五条第三項の規定により基金がそ

の資本金を増加するときは、定款の定めるところにより、基金に追加して出資することができる。

第六十条の二 農林大臣は、左に掲げる場合には、

大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五条第三項、第三十条第三項又は第三十

四条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十四条第二項、第三十五条第一項又は

第三十七条の規定により省令を定めようとするとき。

三 第三十五条第一項又は第四十条第一号若し

くは第二号の規定による指定をしようとするとき。

四 第三十七条の規定による承認をしようとするとき。

五 本名武君登壇

〔報告書は本号末尾に掲載〕

第六章中第五十条の次に次の二条を加える。

(大蔵大臣との協議)

第五十条の二 農林大臣は、左に掲げる場合には、

大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五条第三項、第三十条第三項又は第三十

四条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十四条第二項、第三十五条第一項又は

第三十七条の規定により省令を定めようとするとき。

三 第三十五条第一項又は第四十条第一号若し

くは第二号の規定による指定をしようとするとき。

四 第三十七条の規定による承認をしようとするとき。

理由

農業共済組合連合会の保険金の支払に必要な資本金を増加することができる。

これに伴い政府が同基金に対し追加出資をすることができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

他の会員に譲渡することができる。

第十八条第五号を次のよう改める。

第五 資本金に関する規定

第五十条第一項中「出資金の額」の下に「(第十

五条第一項の配分に係るものに限る。)」を加え

る。

第五十条を次のよう改める。

(基金の解散)

第五十条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

第二 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

三 前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

第八章中第五十条の次に次の二条を加える。

(大蔵大臣との協議)

第五十条の二 農林大臣は、左に掲げる場合には、

大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五条第三項、第三十条第三項又は第三十

四条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十四条第二項、第三十五条第一項又は

第三十七条の規定により省令を定めようとするとき。

三 第三十五条第一項又は第四十条第一号若し

くは第二号の規定による指定をしようとするとき。

四 第三十七条の規定による承認をしようとするとき。

五 本名武君登壇

〔報告書は本号末尾に掲載〕

第六章中第五十条の次に次の二条を加える。

(持分の払いもどし等の禁止)

第十六条の二 基金は、会員に対し、その持分を払いもどすことができない。

二 基金は、会員の持分を取得し、又は質権の目

的としてこれを受けることができない。

第十七条の見出し中「譲渡禁止」を「譲渡制限」に改め、同条に次の二項を加える。

2 会員の持分のうち第十五条第五項の規定によ

る出資により取得されたものに応ずる部分は、

前項の規定にかかる、基金の承認を得て、

本案は、三月二十三日提出され、同日付託になりました。農林水産委員会におきましては、四月十九日政府から提案理由の説明を聴取した後、五

月十日と十一日の両日にわたり慎重審査を行ない、五月十一日質疑を終了、五月十六日全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第二、沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法案を議題といたします。

沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法案

昭和四十二年三月二十日
右
内閣総理大臣 佐藤 築作

沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法

(目的)
第一条 この法律は、失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)に規定する受給資格者若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による失業保険金の受給資格者が沖縄地域において失業し、又は沖縄地域に施行される法令の規定による失業保険金の受給資格者が本邦において失業している場合に、これらの者

が当該受給資格に基づく保険給付に相当する給付を受けることができるようするための措置を講じ、もつてこれらの者の生活の安定を図ることを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 本邦 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第一号に規定する本邦をいう。

二 沖縄地域 琉球鳥島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)の地域をいう。

三 失業保険法相当給付 失業保険法に規定する受給資格者が当該受給資格に基づいて同法の規定により受けることができる保険給付に相当する給付をいう。

四 船員保険法相当給付 船員保険法の規定による失業保険金の受給資格者が当該受給資格に基づいて同法の規定により受けることができる保険給付に相当する給付をいう。

五 沖縄失業保険法 沖縄地域に施行されている失業保険法(千九百五十八年立法第五号)をいう。

六 沖縄法受給資格者 沖縄失業保険法に規定する受給資格者をいう。

七 沖縄法相当給付 沖縄法受給資格者が当該受給資格に基づいて沖縄失業保険法の規定により受けることができる保険給付に相当する給付をいう。

(失業保険法相当給付の費用の負担等)

第三条 政府は、琉球政府が、沖縄地域に居住する失業保険法に規定する受給資格者(沖縄法受給資格者である者を除く)に失業保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に対して、失業保険法相当給付に要する費用及び失業保険法相当給付に要する費用を交付す

る。

2 失業保険法相当給付の受給につき琉球政府の当局において失業の認定又は疾病若しくは負傷のため職業につくことができないことの認定を受けた者が本邦に居住するに至ったときは、その者に対する失業保険法第十九条(同法第二十条第十項において準用する場合を含む)の規定の適用については、これらの認定に係る日数は、その者が公共職業安定所に離職最初に求職の申込みをした日以後における失業の日数とみなす。

3 失業保険法相当給付の支給を受けた者が本邦に居住するに至ったときは、その者に対する失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用及び費用を交付する。

4 船員保険法相当給付の受給につき琉球政府の当局において失業の認定又は疾病若しくは負傷のため職業につくことができないことの認定を受けた者が本邦に居住するに至ったときは、その者が海運局又は公共職業安定所に求職の申込みをした日以後における失業の日数とみなす。

5 毎会計年度において交付した前項の交付金は、失業保険法第二十八条第二項及び第三十条第二項の規定の適用については、当該会計年度の日雇労働被保険者以外の被保険者に係る失業保険事業についての保険給付に要する費用とみなす。

6 每会計年度において交付した前項の交付金は、失業保険法第三十八条の五の日雇労働被保険者以外の被保険者に係る失業保険事業についての保険給付費とみなす。

7 それ当該各号に規定する事項について準用すれば、失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する経費とみなす。

8 前項の場合において、失業保険法第四十八条の二中「行政庁」とあるのは、「琉球政府の当局」と読み替えるものとする。

(船員保険法相当給付の費用の負担等)

第四条 政府は、琉球政府が、沖縄地域に居住する船員保険法の規定による失業保険金の受給資格者(沖縄法受給資格者である者を除く)に船員保険法相当給付を行なうときは、琉球政府に對して、船員保険法相当給付に要する費用及び費用を交付する。

2 船員保険法相当給付の受給につき琉球政府の当局において失業の認定又は疾病若しくは負傷のため職業につくことができないことの認定を受けた者が本邦に居住するに至ったときは、その者に対する船員保険法第三十三条ノ十六第七項において準用する場合を含む)の規定の適用については、これらの認定に係る日数は、その者が海運局又は公共職業安定所に求職の申込みをした日以後における失業の日数とみなす。

3 船員保険法相当給付の支給を受けた者が本邦に居住するに至ったときは、その者に対する船員保険法の規定の適用については、その者が支給を受けた船員保険法相当給付は、これに相当する同法の規定による保険給付とみなす。

4 船員保険法相当給付に要する費用に係る琉球政府への交付金は、船員保険法第五十八条第一項の規定の適用については、同法の規定による保険給付に要する費用とみなす。

5 每会計年度において交付した前項の交付金は、船員保険法第五十八条第二項の規定の適用

項の無料証明

二 第四十九条第二項並びに第五十三条、第五十三条の二及び第五十五条 失業保険金に相

当する失業保険法相当給付の支給を受けるた

めに必要な証明書の交付及びこれを拒んだ者

がある場合における処罰

8 前項の場合において、失業保険法第四十八条の二中「行政庁」とあるのは、「琉球政府の当局」

と読み替えるものとする。

(船員保険法相当給付の費用の負担等)

第四条 政府は、琉球政府が、沖縄地域に居住する船員保険法相当給付に要する費用及び費用を交付する。

2 船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用及び費用を交付する。

3 船員保険法相当給付の受給につき琉球政府の当局において失業の認定又は疾病若しくは負傷のため職業につくことができないことの認定を受けた者が本邦に居住するに至ったときは、その者に対する船員保険法第三十三条ノ十一(同法第三十三条ノ十六第七項において準用する場合を含む)の規定の適用については、これらの認定に係る日数は、その者が海運局又は公共職業安定所に求職の申込みをした日以後における失業の日数とみなす。

4 船員保険法相当給付に要する費用に係る琉球政府への交付金は、船員保険法第五十八条第一項の規定の適用については、同法の規定による保険給付に要する費用とみなす。

5 每会計年度において交付した前項の交付金は、船員保険法第五十八条第二項の規定の適用

法律第七十三号)」を、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)又は沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第六号)に改める。
 (労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)
 第二条第二項中「第四十条第一項」の下に「(沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第六号)第五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。
 (炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)
 第七条第一項及び第四項の規定は、手帳の発給を受けた者が沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第六号)に規定する沖縄法受給資格者である場合における手当と同法の規定による沖縄法相当給付との支給の調整について準用する。
 (港湾労働法の一部改正)
 第八条第一項を次の一項を加える。
 港湾労働法(昭和四十年法律第六百二十号)の一部を次のように改正する。
 第五十九条に次の二項を加える。
 第二項の規定は、雇用調整手当の支給を受けることができる者が沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第六号)の規定による沖縄法相当給付であつて、同法に規定する沖縄失業保険金の規定による失業保険金に相当するものの支給を受けることができる場合における雇用調整手当相当給付と当該沖縄法相当給付との支給の調整について準用する。

理由
 沖縄地域に居住する失業保険法又は船員保険法の規定による失業保険金の受給資格者及び本邦に居住する沖縄失業保険法の規定による失業保険金の受給資格者の生活の安定を図るために、これらの者が、当該受給資格に基づく保険給付に相当する給付を、それぞれ沖縄地域又は本邦にあつても受けられるようになるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
 第二条は、船員保険法の規定による失業保険金の受給資格者が沖縄地域で失業している場合にも、失業保険法の規定による失業保険金の受給資格者と同様の取り扱いをすることとしております。
 第三は、沖縄の失業保険法においては、船員をも含めて取り扱っておりますが、同法の規定による失業保険金の受給資格者が本邦において失業している場合には、政府は、その者が沖縄地域において受けけることができるものと同内容の給付を支給することとし、その支給に要する費用及び給付事務の執行に要する費用を沖縄の政府に交付することとしております。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。沖縄問題等に関する特別委員長白井莊一君。
 [報告書は本号末尾に掲載]
 ○白井莊一君 ただいま議題となりました沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法案につきまして、沖縄問題等に関する特別委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。
 近年、沖縄から本邦に就職するため、移転する者及び沖縄に帰郷する者が増加しておりますが、本邦の失業保険法または船員保険法による失業保険金の受給資格を得て沖縄に帰郷する者が、沖縄地域ではその受給資格に基づく失業保険給付を受けることができず、また、沖縄地域に施行されている失業保険法による失業保険金の受給資格を得て本邦に移転してくる者についても失業保険給付を受けることができない状態に置かれていることにかんがみ、本邦及び沖縄においてそれぞれ特別の立法措置を講じ、それぞれの政府が失業保険金の支給を受けることができる場合における雇用調整手当の支給を行なうこととした当該給付及び給付事務の執行に要する費用は、給付を行なった相手方政府にそれぞれ交付することとしております。

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。
 本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。
 日程第三 日本鐵道建設公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 ○議長(石井光次郎君) 日程第三、日本鐵道建設公團法の一部を改正する法律案を議題といたします。
 日本鐵道建設公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 右
 国会に提出する。
 日本鐵道建設公團法の一部を改正する法律案(内閣總理大臣 佐藤 繁作)
 第二十九条の二
 日本鐵道建設公團法の一部を改正する法律(日本鐵道建設公團法(昭和二十九年法律第三号)の一部を次のように改正する。
 第二十九条の次に次の二項を加える。
 (債務保証)
 第二十九条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第二項又は第三項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く)について保証することができる。
 この法律は、公布の日から施行する。

理由

日本鉄道建設公団の資金の調達の円滑化に資するため、同公団が発行する鉄道建設債券に係る債務について政府が保証する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長内藤隆君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔内藤隆君登壇〕

○内藤隆君 大だいま議題となりました日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本案の趣旨を簡単に申し上げますと、日本鉄道建設公団は、昭和三十九年発足以来、鉄道の建設により交通網の整備をばかり、もつて経済基盤の強化と地域格差の是正に寄与することにつとめてまいりましたが、御承知のように、鉄道新線の建設には巨額の資金が必要となりますので、国及び日本国有鉄道からの資金のほか、民間資金の導入をはかつてまいったのであります。

この民間資金の導入は、公団が鉄道建設債券を発行し、これを関係者が引き受けけるという形で行なつてまいりましたが、この債券の元利の支払いについて政府による保証の措置がとられていないため、事業規模の拡大につれ、債券の発行による資金の調達が困難となつてしまつたのであります。このような見地から、同公団が発行する鉄道建設債券にかかる債務について政府が保証することができるよう改め、資金調達の円滑化をばかり、今後一そろの鉄道新線の建設を推進しようとするものであります。

本法案は、去る三月二十二日本委員会に付託され、次いで、四月五日政府より提案理由の説明を聴取し、同月十日、十七日質疑を行なうとともに、同公団総裁綾部健太郎君及び副総裁篠原武司君を参考人として招致する等、慎重に審議をいたしましたが、その内容は会議録によつて御承知願います。

かくて、十七日、質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、本法案は全会一致をもつて政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第五 税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

石炭対策特別会計法案(内閣提出)

○亀岡高夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第四及び第五とともに、内閣提出、石炭対策特別会計法案を追加して三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

日程第四、関税定率法等の一部を改正する法律案、日程第五、税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案、石炭対策特別会計法案、右三案を一括して議題といたします。

関税定率法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和四十二年三月二十五日
内閣總理大臣 佐藤 築作

関税定率法等の一部を改正する法律
(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のよう改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

(入出国者の携帯貨物に対する簡易税率)

第三条の二 前条の場合において、本邦に入國する者がその入国情の際に携帯して輸入する貨物に対する関税の率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、輸入貨物に対して課される関税及び内国消費税(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第二条第一号(定義))に規定する内国消費税をいう)の率を総合したものに基づいて算出した別表の附表簡易税率表による。

一 前項の規定は、次に掲げる貨物には適用しない。

一 この法律その他関税に関する法律の規定により関税の率が無税とされている貨物及び関税が免除される貨物

二 関税に関する条約の規定による税率により計算した関税の額(前項の内国消費税が課される物品にあつては、当該関税の額と当該内国消費税の額との合計額)が、前項の簡易税率表の税率(第五号において「簡易税率」という)により計算した関税の額

に満たない貨物
四 別表の第二二・〇三号から第二二・〇九号までに掲げるアルコール飲料等及び別表第二四類に掲げるたばこ
五 商業量に達する数量の貨物、高価な貨物その他本邦の産業に対する影響等を考慮して簡易税率を適用することを適當としない貨物として政令で定める貨物

三 関税法第十章(罰則)の犯罪に係る貨物
四 別表の第二二・〇三号から第二二・〇九号までに掲げるアルコール飲料等及び別表第二四類に掲げるたばこ
五 商業量に達する数量の貨物、高価な貨物その他本邦の産業に対する影響等を考慮して簡易税率を適用することを適當としない貨物として政令で定める貨物

六 第四条第二項中「書類」を「資料」に改め、「当該政令で定める場合」の下に「当該政令で定める場合にあつては、第二号から第四号までに掲げる場合」を加え、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「第一号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号に該当」を「前二号に該当」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「当該貨物の輸入申告等」を「前号に該当する場合」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「又は前号」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 当該貨物の輸入申告等を「前号に該当する場合を除き、当該貨物の輸入申告等」に改め、「前項」の下に「又は前号」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 当該貨物の仕入書等により計算される価格を基礎とし、第一項の規定に適合するよう他の資料を参考として当該価格を補正することにより同項の規定による当該貨物の課税価格に相当する価格を計算することができる場合 当該補正により計算した価格

第六条中「並びに第十二条」を「第十二条並びに第十四条第六号の三」に改める。

第十条第一項中「課税価格の計算において、貨物の変質又は損傷による減価に相当する金額が控除される場合を除く。」を削り、同項に次のように書き換える。

ただし、輸入貨物が第四条第二項に規定する輸入申告等の時までに変質し、又は損傷した場合には、価格の低下率を基準とする関税の軽減については、この限りでない。

第十三条第七項中「場合においては」の下に

「、当該各号に該当する」ととなつた者から」を
加える。

第十四条第三号の二の次に次の二号を加える。

三の三 政令で定める国際博覧会 国際見本市その他これらに類するもの（以下この号及び第十五条第一項第五号の二において「国際博覧会等」という。）への参加国（国際博覧会等に参加する外国の地方公共団体及び国際機関を含む。）が発行した当該国際博覧会等のための公式のカタログ、パンフレット、ポスターその他これらに類するも

第十四条第六号を次のように改める。

本用にのみ適すると認められるもの又は著しく価額の低いものとして政令で定めるものに限る。

六の三 本邦に居住する者に寄贈される物品
のうちその者の個人的な使用に供されると
認められるもので、当該物品の課税価格の
合計額が五千円以下で政令で定める額をこ
えないもの（本邦の産業に対する影響その他
の事情を勘案してこの号の規定を適用す
ることを適当としない物品として政令で定
めるものを除く。）

五年（機械設備その他の貨物で政令で定めるものについては、五年をこえる期間で政令で定めるものとし、これらの期間をこえることがやむを得ないと認められる理由があり、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けた貨物については、これらの期間をこえ、税関長が指定する期間とする。）以内に輸入され、その許可」を「その輸出の許可」に、「及び第十九条の二」を「第十九条の二第一項の規定により關稅の免除を受けた場合における同項の外

國に向て送り出した製品及び同条第二項に
改め、同条第十四号中「及び第十九条の二」を
「第十九条の二第一項の規定により關稅の免除
を受けた場合における同項の外國に向て送り
出した製品及び同条第二項」に改める。

外の用途に供するため譲渡された場合においては、当該用途以外の用途に供し、又は当該譲渡をした者から」に改める。

第十七条第一項第七号の二を次のように改める。
る。

七の二 國際的な運動競技会、國際會議その他のこれらに類するものにおいて使用される物品

第十八条第三項及び第十九条第四項中「該当する場合においては」の下に、「當該各号に該当することとなつた者から」を加える。

第十九条の二第一項中「外国貨物でない原科品の数量」の下に「(当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該原料品の数量のうち当該製品に対応するものとして政令で定める数量)を加え、「(当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該関税のうち当該製品に対応するものとして政令で定める金額の関税)を割る。第二十条の二第三項中「譲渡したときは」の下に「これらの場合に該当することとなつた者から」を加える。

別表第一三三・〇五号を次のよう改める

同表第一七・一〇号中
揮發油 (H) A 同じ非環式炭化水素の異性体（立体異性体を除く。）の混合物

一一〇%

(+) 挥発油
A 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と最大量加算し正の留出温度との温度差が二度以内のもの

15

改め、同表第三四・〇三号の税率の欄中「二五%」を「二〇%」に改める。

— 1 —

二 属、貴石、半貴石、真珠、珊瑚、琥珀等を用いたもの
又はべつこを用いたもの
その他もの

四〇%

同表第四二一〇二号中

二五%

二
五
%

「一 ハンドバッグ、
二 はめつきしたん
三 こうを用いたと
四 えるものに限界
五 その他のもの。

四〇%

第十五条第二項中「供された場合においては」を「供され、又は当該各号に掲げる用途以

第三条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
日次中「第五節 保税工場(第五十六条—第六十二条)」を「第五節 保税工場(第五十六条—第六十二条)」と第六節 保税展示場(第六十二条)の二つに分離する。
第四条第一号中「を除く。」で、第五十三条(外国貨物を置くことの承認の際の検査)の規定により税關の検査を受けたもの(第二号、第三号)を「第三十四条(外国貨物の廃棄)」の規定により税關に届け出て廃棄したもの並びに第二号から第三号の二までに改め、同条第三号中「保税作業」の下に「又は第六十二条の五(保税展示場における使用の許可)」を加え、「場所に同項」を「場所にこれら」に改め、「前号」の下に「第三号の二」を加え、「同項の規定により外国貨物又はその原料である外国貨物を保税工場から出すことが許可された時」を同号の次に次の二号を加える。
三の二 保税展示場に入れられた外國貨物(販売の目的をもたない展示品(保税展示場において外國貨物に加工し、又はこれを原

掲げるものを除く。)第六十二条の三第一項(保税展示場に入れる外國貨物に係る手続)の規定による承認がされた時

三の三 保税展示場に入れられた外國貨物で第六十二条の六第一項(許可の期間満了後の保税展示場にある外國貨物についての税關の徴収)の規定により税關を徴収されるもの(第二号、前号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。)当該税關を徴収すべき事由が生じた時

第四条第四号中「若しくは保税工場」を「、保税工場若しくは保税展示場」に改め、「第二号」の下に「第三号の二」を加え、同条第五号中「第二号」の下に「第三号の二」を加える。
第五条第一号中「第三号から」を「第三号及び第三号の三から」に、「第三号に掲げる貨物」を「第三号及び第三号の三に掲げる貨物」に改め、「同条第二号」の下に「及び第三号の二」を加え、「第一号及び第二号」を「第一号、第二号及び第三号の二」に改める。

第七条の四第四項に次のたゞし書を加える。

ただし、納税申告に係る貨物の輸入の許可

前に対する更正（当該貨物に係る関税の納付前

にするもので税額等を減額するものに限る。）で、

は、これらの手続に代えて、納税申告をした

者に当該納税申告に係る書面に記載した税額

等を是正させ、又はこれを是正してその旨を

当該納税申告をした者に通知することによつ

てすることができる。

第十一条第二項中「次条」の下に「及び第十二

条第一項たゞし書」を加える。

第十二条第一項中「国税通則法第三十七条规定（督促）に規定する督促状を発した日から起算して十日を経過した日」を「納期限（当該過大に

払いもどし又は還付を受けた関税については、そ

の納税告知に係る納期限）の翌日から一月を

経過する日」に改め、同条第四項中「十円」を

「百円」に改める。

第十一条第四項中「過誤納金の額が千円」を

「過誤納金の額が二千円」に改め、同条第五項中「三百円」を「五百円」に、「十円」を「百円」

に改める。

第十三条の四中「第九十条第一項」の下に

「及び第二項」を加える。

第十五条第一項中「船用品目録、旅客氏名表

及び乗組員氏名表」を「及び船用品目録」に、

「及び最近の仕出港の出港許可書又はこれらに

代る書類」を「又はこれに代わる書類」に改め、

同条第二項中「旅客氏名表、乗組員氏名表」

を削り、同条中第三項を第四項とし、同項の前

に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、税関長は、この法

律の実施を確保するため必要があると認める

ときは、船長又は機長に対し、旅客氏名表又

は乗組員氏名表の提出を求めることができ

る。

第二十九条中「及び保税工場の四種」を「保

税工場及び保税展示場の五種」に改める。

第三十一条第一項中「貨物を保税地域に入れ

を「貨物を保税地域（保税展示場を除く。以下この条において同じ。）に入れ」に改める。

第三十三条中「又は保税地域」の下に「（保

税展示場を除く。）」を加える。

第三十四条中「及び第六十二条（保税工場）」

を「、第六十二条（保税工場）及び第六十二条

の七（保税展示場）」に改める。

第三十七条に次の二項を加える。

5 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、

第一項又は第二項の規定による指定又は取消

しに係る権限の一部を税関長に委任すること

ができる。

第五十二条第一項中「十五日」を「一月」に

改める。

第五十六条第二項中「十五日」を「一月」に

改め、同条に次の二項を加える。

3 保税工場の許可を受けた者は、当該保税工

場の一部の場所につき第四十二条第一項の許

可をあわせて受けることができる。

第五十八条中「承認を受けた場合」の下に

「その他税関長が取締り上支障がないと認めて

その旨を通知した場合」を加える。

第五十八条の二中「税關」を「税關長」

に改める。

第六十条第一項中「その承認の日」を「これ

を保税作業に使用した日」に改める。

第六十一条の二第二項中「毎月」の下に「（季

節的な保税作業の場合等で税関長が一月をこ

える期間を指定したときは、当該期間内とす

る。」を、「翌月十日」の下に「（税関長が特

別の期間を指定したときは、当該期間終了の日

に次の二項を加える。

3 前二項の場合において、税關長は、この法

律の実施を確保するため必要があると認める

ときは、船長又は機長に対し、旅客氏名表又

は乗組員氏名表の提出を求めることができ

る。

第六十二条中「十五日」を「一月」に改め

る。

第四章中第五節の次に次の二節を加える。

第六節 保税展示場

（保税展示場の許可）

第六十二条の二 保税展示場とは、政令で定め

る国際博覽会、國際見本市その他これらに類

される貨物又はこれらの見込みがある貨物につ

き、この法律の実施を確保するため必要があ

するもの（以下「国際博覽会等」という。）で、外國貨物を展示するものの会場に使用する場所として、政令で定めるところにより、税関

長が許可したものをいう。

前項の許可の期間は、国際博覽会等の会期を勘案して税關長が必要と認める期間とする。

3 保税展示場においては、国際博覽会等の施設の建設、維持若しくは撤去又は国際博覽会等の運営のため、外國貨物で政令で定めるものにつき、その置置、展示、使用その他の行為を為で政令で定めるものをすることができる。

（保税展示場に入れる外國貨物に係る手続）

第六十二条の三 外國貨物を保税展示場に入れ

る者は、政令で定めるところにより、税關長に申告し、前条第三項の行為をすることにつ

いて、その承認を受けなければならない。

2 税關長は、前項の承認をする場合には、税

関職員に同項の外國貨物につき必要な検査を

され、その承認を受けなければならない。

2 税關長は、第一項の申告があつた場合にお

いて、当該外國貨物が前条第三項の外國貨物に該当しないときは、第一項の承認をしてい

るものとする。この場合においては税關長は、

当該申告をした者に対し当該承認ができる旨を通知するとともに、期間を定めて当該外

國貨物の搬出その他の処置を求めるものと

する。

4 保税展示場に入れた外國貨物は、第一

項の承認を受けるまでの間（前項の通知に係

る貨物については、同項の期間が経過するま

での間）、保税展示場に貯置することができ

る。

（販売用貨物等の貯置場所の制限等）

第六十二条の四 税關長は、保税展示場に入れ

られた外國貨物及び輸入を許可された貨物の

うち、販売され、使用され、若しくは消費さ

れる貨物又はこれらの見込みがある貨物につ

き、この法律の実施を確保するため必要があ

ると認めるときは、政令で定めるところによ

り、保税展示場内で当該貨物を貯置する場所

を制限し、又は保税展示場に入れられた外國

貨物で性質若しくは形状に変更が加えられる

ものにつき、その使用状況の報告を求めるこ

とができる。

2 前項の関税の徴収は、同項の外

國貨物の輸入が他の法令の規定によりできな

いことその他の税關長がやむを得ない事情があ

る。

（保税展示場の許可）

第六十二条中「及び保税展示場の五種」に改

め、第六十二条（保税工場）及び第六十二条

の七（保税展示場）に改める。

第六十二条の二 保税展示場とは、政令で定め

る国際博覽会、國際見本市その他これらに類

される貨物又はこれらの見込みがある貨物につ

き、この法律の実施を確保するため必要があ

ると認めるときは、政令で定めるところによ

り、保税展示場内で当該貨物を貯置する場所

を制限し、又は保税展示場に入れられた外國

貨物で性質若しくは形状に変更が加えられる

ものにつき、その使用状況の報告を求めるこ

とができる。

第六十二条の二 保税展示場とは、政令で定め

る国際博覽会、國際見本市その他これらに類

される貨物又はこれらの見込みがある貨物につ

き、この法律の実施を確保するため必要があ

ると認めるときは、政令で定めるところによ

り、保税展示場内で当該貨物を貯置する場所

を制限し、又は保税展示場に入れられた外國

貨物で性質若しくは形状に変更が加えられる

ものにつき、その使用状況の報告を求めるこ

とができる。

第六十二条の二 保税展示場とは、政令で定め

る国際博覽会、國際見本市その他これらに類

される貨物又はこれらの見込みがある貨物につ

き、この法律の実施を確保するため必要があ

ると認めるときは、政令で定めるところによ

り、保税展示場内で当該貨物を貯置する場所

を制限し、又は保税展示場に入れられた外國

貨物で性質若しくは形状に変更が加えられる

ものにつき、その使用状況の報告を求めるこ

とができる。

第六十二条の二 保税展示場とは、政令で定め

る国際博覽会、國際見本市その他これらに類

される貨物又はこれらの見込みがある貨物につ

き、この法律の実施を確保するため必要があ

ると認めるときは、政令で定めるところによ

り、保税展示場内で当該貨物を貯置する場所

を制限し、又は保税展示場に入れられた外國

貨物で性質若しくは形状に変更が加えられる

ものにつき、その使用状況の報告を求めるこ

とができる。

第六十二条の二 保税展示場とは、政令で定め

る国際博覽会、國際見本市その他これらに類

される貨物又はこれらの見込みがある貨物につ

き、この法律の実施を確保するため必要があ

ると認めるときは、政令で定めるところによ

り、保税展示場内で当該貨物を貯置する場所

を制限し、又は保税展示場に入れられた外國

貨物で性質若しくは形状に変更が加えられる

ものにつき、その使用状況の報告を求めるこ

とができる。

第六十二条の二 保税展示場とは、政令で定め

る国際博覽会、國際見本市その他これらに類

される貨物又はこれらの見込みがある貨物につ

き、この法律の実施を確保するため必要があ

ると認めるときは、政令で定めるところによ

り、保税展示場内で当該貨物を貯置する場所

を制限し、又は保税展示場に入れられた外國

貨物で性質若しくは形状に変更が加えられる

ものにつき、その使用状況の報告を求めるこ

とができる。

第六十二条の二 保税展示場とは、政令で定め

る国際博覽会、國際見本市その他これらに類

される貨物又はこれらの見込みがある貨物につ

き、この法律の実施を確保するため必要があ

ると認めるときは、政令で定めるところによ

り、保税展示場内で当該貨物を貯置する場所

を制限し、又は保税展示場に入れられた外國

貨物で性質若しくは形状に変更が加えられる

ものにつき、その使用状況の報告を求めるこ

とができる。

第六十二条の二 保税展示場とは、政令で定め

る国際博覽会、國際見本市その他これらに類

される貨物又はこれらの見込みがある貨物につ

き、この法律の実施を確保するため必要があ

ると認めるときは、政令で定めるところによ

り、保税展示場内で当該貨物を貯置する場所

を制限し、又は保税展示場に入れられた外國

貨物で性質若しくは形状に変更が加えられる

ものにつき、その使用状況の報告を求めるこ

とができる。

第六十二条の二 保税展示場とは、政令で定め

る国際博覽会、國際見本市その他これらに類

される貨物又はこれらの見込みがある貨物につ

き、この法律の実施を確保するため必要があ

ると認めるときは、政令で定めるところによ

り、保税展示場内で当該貨物を貯置する場所

を制限し、又は保税展示場に入れられた外國

貨物で性質若しくは形状に変更が加えられる

ものにつき、その使用状況の報告を求めるこ

とができる。

第六十二条の二 保税展示場とは、政令で定め

る国際博覽会、國際見本市その他これらに類

される貨物又はこれらの見込みがある貨物につ

き、この法律の実施を確保するため必要があ

ると認めるときは、政令で定めるところによ

り、保税展示場内で当該貨物を貯置する場所

を制限し、又は保税展示場に入れられた外國

貨物で性質若しくは形状に変更が加えられる

ものにつき、その使用状況の報告を求めるこ

とができる。

第六十二条の二 保税展示場とは、政令で定め

る国際博覽会、國際見本市その他これらに類

される貨物又はこれらの見込みがある貨物につ

き、この法律の実施を確保するため必要があ

ると認めるときは、政令で定めるところによ

り、保税展示場内で当該貨物を貯置する場所

を制限し、又は保税展示場に入れられた外國

ること認める場合には、これらの事情が継続している期間適用しない。
 (保税上屋、保税倉庫及び保税工場についての規定の準用)

第六十二条の七 第四十二条第三項(保税上屋の公告)、第四十三条から第四十八条まで(許可の要件・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の開税の納付義務・休業又は廃業の届出・許可の消滅・許可の取消し)、第五十四条(記帳義務)第五十九条第一項(内国貨物の使用等)及び第六十一条第三項から第五项まで(保税工場外における保税作業)の規定は、保税展示場について準用する。

「又は輸出に係る仕入書についてこれを提出する必要がない場合として政令で定める場合」を加える。

第七十四条中「(政令で定めるものを除く)」の下に、「第六十二条の六第一項(許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての開税の徴収)の規定により開税が徴収されたもの」を、「充知され、若しくは国庫に帰属したもの」の下に「その他これらに類するもので政令で定めるもの」を加える。

第七十六条第四項中「許可の検査」の下に「その他輸出申告又は輸入申告に係る税關の審査」を、「第一項但書の検査」の下に「その他郵便物に係る税關の審査」を加える。

第七十九条第一項第一号中「十五日」を「一月」に改め、同条第四号中「及び第六十二条(保税工場)」を「第六十二条(保税工場)及び第六十二条の七(保税展示場)」に、「若しくは保税工場」を「保税工場若しくは保税展示場」に改める。

第八十四条第一項中「公売に付する」を「公売に付することができる」に改める。

第九十六条第二項第一号中「証明書類の交付及び統計の閲覧等」を「証明書類の交付及び統計の閲覧等」に改める。

第九十七条第三項中「第一百八十八条第四項」を「第一百八十八条第五項」に改める。

「第一百八十八条第五項」を改める。

第一百条第三号中「又は第五十六条(保税工場)」を「第五十六条(保税展示場)」に、「又は保税工場又は保税展示場」に改める。

第一百一条第一項中「輸出の振興」の下に「若しくは国際的な文化の交流」を加え、「若しくは第五十六条(保税工場)」を「第五十六条(保税展示場)」を「第五十六条(保税工場)又は保税展示場」に改め、同条第二項中「又は第五十六条(保税工場)」を「第五十六条(保税工場)」に、「及び第六十二条の二(保税展示場)」に、「及び第六十二条(保税工場)」を「第六十二条(保税工場)及び第六十二条の七(保税展示場)」に改め(保税工場)を「第五十六条(保税工場)又は保税展示場」に改め、同条第三号中「又は第二十五条」を「若しくは第二十五条」に、「違反した船長」を「違反し、又は第五十五条第三項(入港手続)の規定による求めに応じなかつた船長」に改める。

第一百十五条第一号中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改め、同条第三号中「違反」の下に「又は外国貨物につき第六十二条の二第三項の規定により保税展示場内において認められる行為以外の行為をし」を加え、同条第四号中「第六十二条(保税工場)」の下に「及び第六十二条の七(保税展示場)」を加え、同条に次の二号を加える。

五 第六十二条の三第一項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続)の規定による申告をせず、若しくは偽つた申告をし、若しくは同項の税關長の承認を受けないで第六十二条の二第三項(保税展示場内での行為)の行為(藏置にあつては、第六十二条の三第三項の税關長の定めた期間を経過して藏置した場合に限る)をした者又は第六十二条の五(保税展示場外における使用の許可)の許可を受けないで外国貨物を保税展示場から出した者は

いて、第二項中「証明書類の枚数」とあるのは、「標準的なデーターの卷数」と読み替えるものとする。

第一百五条第一項第三号中「外国貨物の検査」の下に「第六十二条の三第二項(保税展示場に入る外貨物に係る検査)」を加える。

第一百十四条第二号中「検査」の下に「その他郵便物に係る税關の審査」を加え、「第五十五条第三項(入港手続)の規定による求めに応じなかつた船長」に改める。

第一百十五条第一号中「第十五条规定」を「第十五条第四項」に改め、同条第三号中「違反」の下に「又は第二十五条」を「若しくは第二十五条」に、「違反した船長」を「違反し、又は第五十五条第三項(入港手続)の規定による求めに応じなかつた船長」に改める。

第一百五十五条第一号中「第十五条规定」を「第十五条第四項」に改め、同条第三号中「違反」の下に「又は外国貨物につき第六十二条の二第三項の規定により保税展示場内において認められる行為以外の行為をし」を加え、同条第四号中「第六十二条(保税工場)」の下に「及び第六十二条の七(保税展示場)」を加え、同条に次の二号を加える。

五 第六十二条の三第一項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続)の規定による申告をせず、若しくは偽つた申告をし、若しくは同項の税關長の承認を受けないで第六十二条の二第三項(保税展示場内での行為)の行為(藏置にあつては、第六十二条の三第三項の税關長の定めた期間を経過して藏置した場合に限る)をした者又は第六十二条の五(保税展示場外における使用の許可)の許可を受けないで外国貨物を保税展示場から出した者は

第一百八十八条第一項中「許可を受けないで輸出入する罪」の犯罪に係る貨物の下に「(第一百十条又は第一百十一条の犯罪に係る貨物にあつては、輸入制限貨物等に限る。)」を、「密輸貨物の運搬等をする罪」の犯罪に係る貨物にあつては、輸入制限貨物等に限る。」を、「犯罪貨物等を没収しない場合」の下に「(これらの場合のうち第百十一条(密輸貨物の運搬等をする罪)の犯罪に係る場合にあつては、同条第一項又は第三項の貨物の取得に係る犯罪の場合に限る。)」を加え、同条第五项中「前項」を「第五項」に改め、同条第七項とし、同項の前に次の二項を加える。

六 第六十二条の四第一項(販売用貨物等の蔵置場所の制限等)の規定により制限された場所に同項の貨物を蔵置され、又は同項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは偽つた報告をした者は

三百 第一項において「輸入制限貨物等」とは、輸入に係る貨物で、当該貨物に係る同項の犯罪が行なわれた時において、次の各号の一に該当するものとする。

一 次に掲げる貨物

イ 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第一条(定義)に規定する大麻

ロ 銃砲刀剣類所持等取締法第三条の二(けん銃等の輸入の禁止)に規定するけん銃等及びその銃砲弾

○八・一一

一時的に貯蔵した果実（たとえば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）

一 パナナ

(1) 昭和四年三月三日までにおいて政令で定める日までに輸入されるもの

(2) (1)に規定する政令で定める日の翌日から、昭和四年四月一日から昭和四年三月三日までにおいて政令で定める日

(3)において「指定日」という。)までに輸入されるもの

(3) 指定日の翌日から昭和四年三月三日までに輸入されるもの

六〇%

○九・〇一

コーヒー（いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物

(1) コーヒー

(2) コーヒー豆（いつてないものに限る。）

六五%

無税

昭和四年三月三日

同表第一〇・〇一号及び第一〇・〇三号の適用期限の欄中「昭和四年五月三日」を「昭和四年五月三日」に改め、同表第一〇・〇五号の品名の欄中「指定期間」を「当該年度」に改め、同号及び同表第一〇・〇六号の適用期限の欄中「昭和四年五月三日」を「昭和四年三月三日」に改める。

同表第二二・〇一号の適用期限の欄中「昭和四年五月三日」を「昭和四年三月三日」に改める。

同表第二二・〇一号の適用期限の欄中「昭和四年五月三日」に改め、同号の次に次のように加える

一四・〇一

穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したものの、オージア、あし、いぐさ、とう、竹、ラフィア、ライム樹皮その他主として組物に用いる植物性材料

四 その他のもののうち葛芋

無税

昭和四年三月三日

同表第一四・〇五号の適用期限の欄中「昭和四年五月三日」を「昭和四年三月三日」に改める。

同表第一五・〇七号の「から」までの適用期限の欄中「昭和四年五月三日」に改める。

同表第一五・〇七号の「から」までの適用期限の欄中「昭和四年五月三日」に改める。

号の五及び同表第一五・一六号の適用期限の欄中「昭和四年五月三日」を「昭和四年三月三日」に改め、同表第一八・〇一号を次のように改める。

一八・〇一

カカオ豆（全形のもの又は割つたもので、生のものであるか、又はいつたものであるかどうかを問わない。）

無税

昭和四年三月三日

同表第二〇・〇六号の適用期限の欄中「昭和四年五月三日」を「昭和四年三月三日」に改め、同表第二五・〇四号及び第二五・〇五号を次のように改める。

二五・〇四

二 その他のもののうち粉状のもので昭和四年三月三日までに輸入されるもの（政令で定める期間内に輸入されるものを除く。）

(1) 課税価格が一キログラムにつき四五円以下のもの

(2) 課税価格が一キログラムにつき四五円をこえ、四九四五〇銭以下のもの

一〇%

昭和四年三月三日

天然黒鉛

二 その他のもののうち粉状のもので昭和四年三月三日までに輸入されるもの（政令で定める期間内に輸入されるものを除く。）

(1) 課税価格が一キログラムにつき四五円以下のもの

(2) 課税価格が一キログラムにつき四五円をこえ、四九四五〇銭以下のもの

一〇%

昭和四年三月三日

二五・〇五

二五・〇五 天然の砂（着色してあるかどうかを問わないものとし、第二六・〇一号に該当する砂状の金属鉱を除く。）

一 けい砂のうち政令で定める日（1）において「指定日」という。から昭和四年三月三日までに輸入されるもの

(1) 指定日から昭和四年三月三日までにおける国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

一〇%

昭和四年三月三日

同表第二五・一三号及び第二五・一九号の適用期限の欄中「昭和四年五月三日」を「昭和四年三月三日」に改める。

一〇%

昭和四年三月三日

同表第二六・〇一号の品名の欄中「指定期間」を「当該年度」に改め、同号の適用期限の欄中

無税

昭和四年三月三日

昭和四十二年五月十八日 衆議院会議録第十四号

関税税率法等の一部を改正する法律案外二案

三五五

官 報 (号 外)

(一) その他のもの	昭和四三年三月三一日 (同日前の日を政令で定めたときは、その日(2)において「指定日」という。) までに輸入されるもの
(2) 指定日の翌日から昭和四三年三月三一日までに輸入されるもの	○円から三六〇円までの間で政令で定める金額(3)において「指定額」といふ)をとえるもの

(i) 課税価格が「指定額」(3)において「指定額」(3)において「指定額」といふ)をとえるもの

(ii) 課税価格が指定額以下で、指定額から一キログラムにつき一七円を控除した金額をとえるもの

三 くず

七五・〇一 ニッケルのマット、スペイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊(電気めつき用の陽極を除く。)及びくず

一 マット、スペイスその他ニッケル製錬の中間生産物

(1) 粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。)

二 塊

(1) ニッケル(合金を除く。)のもの

A 当該年度におけるニッケル(合金を除く。)の塊(関税定率法別表の番号第七五・〇五・〇五号に掲げる電気めつき用のニッケル陽極を含む。)の国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘査して政令で定める数量(以下「ニッケル合金の塊」)をとえるもの

七五・〇一 ニッケル(合金を除く。)の塊(関税定率法別表の番号第七五・〇三号の(1)に掲げるニッケル(合金を除く。)の塊(電気めつき用のニッケル陽極を含む。)の国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘査して政令で定める数量(以下「ニッケル合金の塊」)をとえるもの

差額 税額と課 税額との 差額	無税	無税
三月三一日 (同日前の日を政令で定めたときはその日)	昭和四三年三月三一日	昭和四三年三月三一日

(1) ニッケル(合金を除く。)のもの	昭和四三年三月三一日	昭和四三年三月三一日	昭和四三年三月三一日
(2) その他のもの	三六%	三六%	三六%
A ニッケル(合金を除く。)のもの	無税	無税	無税

(1) ニッケル(合金を除く。)の塊(関税定率法別表の番号第七五・〇三号の(1)に掲げるニッケル(合金を除く。)の塊(電気めつき用のニッケル陽極を含む。)の国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘査して政令で定める数量(以下「ニッケル合金の塊」)をとえるもの

(2) その他のもの

三 くず

七五・〇一 ニッケル(合金を除く。)の塊(関税定率法別表の番号第七五・〇三号の(1)に掲げるニッケル(合金を除く。)の塊(電気めつき用のニッケル陽極を含む。)の国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘査して政令で定める数量(以下「ニッケル合金の塊」)をとえるもの

(1) ニッケル合金のもの (1) ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの		無税		昭和四三年 三月三一日	
(2) その他のもの		無税		昭和四三年 三月三一日	
同表第七五・〇二号の税率の欄中「三〇%」を「一七%」に、「二五%」を「一三%」に改める。		同表第七五・〇三号を次のように改める。		同表第七五・〇二号の税率の欄中「昭和四年五月三一日」を「昭和四年三月三一日」に改める。	
同表第七五・〇三号を次のように改める。		同表第七五・〇三号を次のように改める。		同表第七五・〇三号を次のように改める。	
七五・〇三 ニッケルの板、帶、はく、粉及びフレーク 一はく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなを開いたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたもの)を含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く)が〇・一五ミリメートル以下のものに限る)、粉及びフレーク (+) ニッケル(合金を除く)のもの		無税		昭和四三年 三月三一日	
(1) 真空管用ガッターア又はアルカリ蓄電池 の製造に使用されるもの		無税		昭和四三年 三月三一日	
(2) その他のもののうち粉及びフレーク で、ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの		無税		昭和四三年 三月三一日	
(1) ニッケル合金のもの (1) はく		無税		昭和四三年 三月三一日	
(2) 粉及びフレーク (1) ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの		無税		昭和四三年 三月三一日	
(ii) その他のもの		無税		昭和四三年 三月三一日	
二 その他 (+) ニッケル(合金を除く)のもの		無税		昭和四三年 三月三一日	
(+) ニッケル合金のもの		無税		昭和四三年 三月三一日	
同表第七五・〇四号の税率の欄中「三〇%」を「一七%」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和		同表第七五・〇五号を次のように改める。		四二年五月三一日」を「昭和四年三月三一日」に改める。	
同表第七五・〇五号を次のように改める。		同表第七五・〇五号を次のように改める。		同表第七五・〇五号を次のように改める。	
七五・〇五 電気めつき用のニッケル陽極(電気分解により製造したもの)を含む)の塊について政令で定める数量以内のもの		無税		昭和四三年 三月三一日	
(1) ニッケル(合金を除く)の塊について政令で定める数量以内のもの		無税		昭和四三年 三月三一日	
(2) その他のもの		無税		昭和四三年 三月三一日	
同表第七六・〇一号から第七六・〇四号まで、第七六・〇六号及び第七六・一二号の適用期限の欄中「昭和四年五月三一日」を「昭和四年三月三一日」に改め、同表第七八・〇一号を次のように改める。		同表第七六・〇二号の適用期限の欄中「昭和四年五月三一日」を「昭和四年三月三一日」に改め、同表第七六・一二号を次のように改める。		同表第七六・〇二号の適用期限の欄中「昭和四年五月三一日」を「昭和四年三月三一日」に改め、同表第七六・一二号を次のように改める。	
七八・〇一 鉛の塊(銀を含有するものを含む)及びくず 一塊		無税		昭和四三年 三月三一日	
(+) 鉛(合金を除く)のもの		無税		昭和四三年 三月三一日	
B その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの		無税		昭和四三年 三月三一日	
(2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの		無税		昭和四三年 三月三一日	
(3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九八円以下のもの		無税		昭和四三年 三月三一日	
(4) 課税価格が一キログラムにつき九八円をこえるもの		無税		昭和四三年 三月三一日	
同表第七九・〇一号を次のように改める。		同表第七九・〇一号を次のように改める。		同表第七九・〇一号を次のように改める。	
七九・〇一 亜鉛の塊及びくず		無税		昭和四三年 三月三一日	
同表第七九・〇二号を次のように改める。		同表第七九・〇二号を次のように改める。		同表第七九・〇二号を次のように改める。	
一塊		無税		昭和四三年 三月三一日	

(1) 亜鉛(合金を除く。)のもの

A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの

(2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの

(3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇八円以下のもの

(4) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの

同表第八〇・〇一号、第八一・〇三号及び第八一・〇四号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三日」を「昭和四二年三月三一日」に改め、同表第八四・四五号を次のように改める。

八四・四五 金属又は金属炭化物の加工機械(第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。)

(1) 工作機械

A ボール盤及び中ぐり盤

○ 横中ぐり盤(中ぐり主軸の直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限る。)のうちテーブルの位置決めを正逆転減衰運動により行なうもの

B 治具中ぐり盤(立型のものに限る。)のうち直径が二〇〇ミリメートル以上の中ぐり軸を有するもの

(2) 研削盤
A 内面研削盤(研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないも

	昭和四二年三月三一日	昭和四三年三月三一日	昭和四三年三月三一日	昭和四三年三月三一日
A プローチ盤(引張力が三〇〇重量トンに満たないものに限る。)のうち連続して送入される被加工物を連続的に加工することができるもので引張力が一〇重量トンをこえるもの	無税	一キログラムにつき一〇円	一キログラムにつき一〇円	一キログラムにつき一〇円
同表第八四・五二号の品名の欄中「ラインプリンター(四八種類以上の活字を有し、印刷速度が毎分一、一〇〇行以上のものに限る。以下同じ。)及び「磁気テープ式で六ピット以上で構成される字の記録速度が毎秒一二〇、〇〇〇字をこえるもの。」を削り、「磁気カード式記憶機並びにこれらに附属する制御機」を「磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。	同表第八四・五三号の品名の欄中「、ライインプリンター」を削り、「磁気カード式記憶機並びにこれらに附属する制御機」を「磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。	同表第八五・一二号中「ラインプリンター」を削り、「附属する」を使用するに改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。	同表第八五・一二号中「ラインプリンター」を削り、「附屬する」を使用するに改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。	同表第八五・一二号中「ラインプリンター」を削り、「附屬する」を使用するに改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。
第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。 (国税定率法の一部改正に伴う経過措置)	第一條 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。 (附則)	第一條 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。 (附則)	第一條 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。 (附則)	第一條 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。 (附則)
第二条 改正後の国税定率法第十九条の二第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項の外国貨物でない原料品の数量に係る同項の税額長の確認を受けた場合の国税の免除について適用し、施行日前に当該確認を受けた場合の国税の免除については、なお従前の例による。	第二条 改正後の国税定率法第十九条の二第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項の外国貨物でない原料品の数量に係る同項の税額長の確認を受けた場合の国税の免除について適用し、施行日前に当該確認を受けた場合の国税の免除については、なお従前の例による。	第二条 改正後の国税定率法第十九条の二第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項の外国貨物でない原料品の数量に係る同項の税額長の確認を受けた場合の国税の免除について適用し、施行日前に当該確認を受けた場合の国税の免除については、なお従前の例による。	第二条 改正後の国税定率法第十九条の二第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項の外国貨物でない原料品の数量に係る同項の税額長の確認を受けた場合の国税の免除について適用し、施行日前に当該確認を受けた場合の国税の免除については、なお従前の例による。	第二条 改正後の国税定率法第十九条の二第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項の外国貨物でない原料品の数量に係る同項の税額長の確認を受けた場合の国税の免除について適用し、施行日前に当該確認を受けた場合の国税の免除については、なお従前の例による。
(国税法の一一部改正に伴う経過措置)	第三条 改正後の国税法第十二条第一項の規定は、施行日以後に同項ただし書に規定する納期限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十八条第二項の規定の例による繰上請求が	第三条 改正後の国税法第十二条第一項の規定は、施行日以後に同項ただし書に規定する納期限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十八条第二項の規定の例による繰上請求が	第三条 改正後の国税法第十二条第一項の規定は、施行日以後に同項ただし書に規定する納期限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十八条第二項の規定の例による繰上請求が	第三条 改正後の国税法第十二条第一項の規定は、施行日以後に同項ただし書に規定する納期限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十八条第二項の規定の例による繰上請求が

される場合には、線上に係る期限)が到来する関税に係る延滞税について適用し、施行日前に当該納期限が到来している関税に係る延滞税については、なお従前の例による。

四項及び第五項並びに第十三条の四の規定は、施行日以後に計算する関税に係る端数計算について適用し、施行日前に計算した関税に係る端数計算については、なお従前の例による。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 改正前の関税暫定措置法第七条の五第一項に規定する事業者は又は同法第七条の六第一項に規定する特別事業者が昭和四十二年三月三十日までにこれらの規定に規定する重油をその事業の用に供した場合における関税の還付については、なお従前の例による。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項「関税法第十五条」を「関税法第十五条第一項、第二項及び第四項、第十六条第一項、「及び第二十五条」を「並びに第二十五条第一項、「積荷目録及び旅客氏名表」を「及び積荷目録」に改め、「(積荷目録及び旅客氏名表を総括したもので足る。)」を削り、同条第二項第一項「物品又は旅客」を「物品」に改め、「又は旅客氏名表」を削り、同条第三項中「及び関税法」を「、関税法第十五条第二項及び」に改める。

(輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律の一部改正)

第六条 輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 「保税展示場」とは、保税地域のうち関税法第六十二条の二第一項(保税展示場の許可)に規定する保税展示場をいう。

第一条の次に次の二条を加える。

(関税の簡易税率適用物品に対する内国消費税の非課税)

第二条の二 保税地域から引き取られる課税物品のうち、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第三条の二第一項(入出国者の携帯貨物に対する簡易税率)の規定の適用を受けるものについては、当該引取りに係る内国消費税は、課さない。

第三条中「(明治四十三年法律第五十四号)」を削り、「の規定の適用を受けて」を「又は同法第六十二条の三第一項(保税展示場に入る外國貨物に係る手続)の承認を受けて加工され、又は」に改める。

第六十二条の三第一項(保税展示場に入る外國貨物に係る手続)の承認を受けて加工され、又は」に改める。

第六十二条の四第二項(輸入とみなされる販売)の規定により保税展示場内における外國貨物の販売が輸入とみなされる場合を除く。」を削り、同項に次にたゞし書を加える。

第六条第四項中「修正申告について」の下に「又は関税法第六十二条の四第二項(課税標準の計算において、貨物の変質又は損傷による減価に相当する金額が控除される場合を除く。)」を削り、同項に次にたゞし書を加える。

(同法第四条第一号(課税物件の確定の時期)に掲げる貨物に該当する課税物品については、輸入申告の時)までに変質し、又は損傷した場合には、価格の低下率を基準とする内国消費税の軽減については、この限りでない。

第六条第二項中「課税済内貨原材料の数量」の下に「(当該製品の製造工程において他の物貿易の数量のうち当該製品に対応するものとして政令で定める数量)」を加え、「(当該製品の製造工程について他の物品が同時に製造される場合には、当該内国消費税のうち当該製品に対応するものとして政令で定める金額に相当する内国消費税)」を削り、同条第三項中「及び関税法」を「、関税法第十五条第二項及び」に改める。

第八条第一項中第四号を第六号とし、同号の前又は税額を減額する前項の更正(課税物品の販売による引取りに係る課税標準及び税額の申告書に係る課税物品の輸入の許可前にする課税標準又は税額を減額する前項の更正(課税物品の販売による引取りに係る課税標準及び税額の申告書に係る課税済内貨原材料の数量)の下に「(当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該内国消費税のうち当該製品に対応するものとして政令で定める金額に相当する内国消費税)」を削り、同条第三項中「及び関税法」を「、関税法第十五条第二項及び」に改める。

第九条第一項に「(同法第百十八条规定)」を削り、同条第三項に次にたゞし書を加える。

第十条第三項の規定は、前項の指定された期間が経過した場合について準用する。

4 税關長は、関税法第六十二条の四第二項(販売物品についての担保の提供)の規定により保税展示場に入れられた外國貨物である課税物品につき担保の提供を求めるときは、当該物品についてその内国消費税の額に相当する金額の範囲内で、担保の提供をあわせて求めなければならない。

第二十条中又は第十二条第一項を「又は第十七条第一項に「(同法第百十八条规定)」を改める。

第七条 改正後の輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十六条第二項の規定は、施行日以後に同項の課税済内貨原材料の数量に係る同項の税關長の確認を受けた場合の内国消費税の免除について適用し、施行日前に当該確認

五 関税法第百十八条规定(犯罪貨物の没収等)の規定に該当する場合 同項に規定する犯人

第八条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前又は税額を減額する前項の規定により関税が徴収される場合 保税展示場の許可を受けた者

一 関税法第六十二条の六第一項(許可の期間満了後保税展示場にある外國貨物についての関税の徵収)の規定により関税が徴収される場合 保税展示場の許可を受けた者

二 保税展示場に入れた前項の物品が、関税法第六十二条の五(保税展示場外における使用の許可)の規定による許可を受けて保税展示場外で使用される場合には、同条の規定により指定された場所に出されている当該物品は、同条の規定により指定された期間が満了するまでは、なお当該保税展示場にあるものを使用する場合には、同法第六条第二項(引取りとみなす場合)の規定は、適用しない。

3 第十条第三項の規定は、前項の指定された期間が経過した場合について準用する。

4 税關長は、関税法第六十二条の四第二項(販売物品についての担保の提供)の規定により保税展示場に入れられた外國貨物である課税物品につき担保の提供を求めるときは、当該物品についてその内国消費税の額に相当する金額の範囲内で、担保の提供をあわせて求めなければならない。

第二十条中又は第十二条第一項を「又は第十七条第一項に「(同法第百十八条规定)」を改める。

第七条 改正後の輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十六条第二項の規定は、施行日以後に同項の課税済内貨原材料の数量に係る同項の税關長の確認を受けた場合の内国消費税の免除について適用し、施行日前に当該確認

を受けた場合の当該免除については、なお従前の例による。

(罰則に対する経過措置)

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる当該関税の還付に係る違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近における經濟情勢の変化に対応するため関税率及び関税の減免制度について所要の調整を行ない、旅客の通関の迅速化を図るために携帯貨物について適用する簡易税率の制度を設け、さらに万国博覧会の開催に備えて、保税展示場制度を新設するとともに、開港の追加、関税罰則の合理化その他所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十二年三月三十日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律

(国税通則法の一部改正)

第一条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改める。

目次中「第三十四条・第三十五条」を「第三十一条・第三十五条」に改める。(口座振替納付に係る納付書の送付等)

第三十四条の二 税務署長は、預金又は貯金の払出しとその払い出した金錢による國稅の納付

付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行なおうとする納稅者から、その納付に必要な納付書の當該金融機関への送付の依頼があつた場合には、その納付が確實と認められ、かつ、その依頼を受けることが國稅の徵収上有利と認められるとき限り、政

その依頼を受けることができる。

2 期限内申告書の提出により納付すべき税額の確定した國稅でその提出期限と同時に納期限の到来するものが、前項の依頼により送付された納付書に基づき、政令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後である場合においても、その納付は納期延滞税に関する規定を適用する。

第五十二条第六項中「並びに前節」を「前節並びに第五十五条(納付委託)」に改める。

第六十条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「納期限(延納の許可の取消しがあつた場合には、その取消し)に係る書面が發せられた日」に改める。

(納稅の猶予等の場合の延滞税の免除)において同じ。)までの期間又は納期限の翌日から一月を経過する日までに改める。

第六十三条第一項中「第四号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。」の下に「若しくは第三項を加え、「に係る督促状を発した日から起算して十日を経過した日」を「納期限の翌日から一月を経過する日」に改め、同条第四項第一号中「納付委託」の下に「(第五十二条第六項)」に改め、同条第三項に「(納付の猶予)」を加える。

第三条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

(酒税法の一部改正)

第三条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「同項各号」を「前項各号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、當該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、當該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 酒類製造者が、當該書類を當該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を當該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。當該予定期日

めの物品に係る消費税については、百円。以下この項において同じ。)」を加える。

第九十一条第一項中「十円未満」を「百円未満」に改め、「(國稅の滞納処分費については、十円)」を削り、同条第三項及び第四項中「十円」を「百円」に改める。

(國稅徵收法の一部改正)

第二条 国稅徵收法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「並びに同法第四章第一節(納稅の猶予)」を「同法第四章第一節(納稅の猶予)並びに同法第五十五条(納付委託)」に改める。

第九十二条第一項中「自」の財産の下に「(第二十四条第三項(譲渡担保財産に対する執行)の規定の適用を受ける譲渡担保財産を除く。)」を加える。

第一百条第一項中「五万円」を「政令で定める金額」に改める。

第三条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

(酒類製造者が、當該書類を當該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を當該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。當該予定期日

二 酒類製造者が、當該書類を當該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。當該税務署長が指定した日

三 先の税務署長の承認を受けたとき。當該税務署長が指定した日

四 三十六

第六十条に次の「一」を加える。

五 第五十条の二の規定による届出を怠り、又は偽つた者

(砂糖消費税法の一部改正)

第四条 砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)の一部を次のようにより改定する。

第十一条第一項中「もどし入れをした者」の下に「又は同条第一項の移入をした者」を加え、「同項」を「これら」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を、「当該もどし入れ」の下に「又は移入」を加える。

第十五条第三項を次のようにより改定する。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 砂糖類の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めた予定期日

二 砂糖類の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めた予定期日

三 砂糖類の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めた予定期日

四 第十一条第五項中「承認に係るもの」を「届出又は承認に係るもの」を、「当該承認に係る期限前」を「届出又は承認に係るもの」を、「当該期限の末日」を「当該各号に掲げる日以前」に、「当該期限の末日」を「当該各号に掲げる日」に改める。

第十二条第一項中「移出するとき」を「月分の」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該砂糖類のもどし入れ又は移入及び移出に関する明細

書並びに当該もどし入れ又は移入の事実を証する」を「当該控除若しくは還付を受けようとする」とする

砂糖消費税額に相当する金額又は当該免除に係る砂糖類の重量の計算に関するに改める。

第二十九条の見出し中「砂糖類の販売業等」を「兼業」に改め、同条第一項中「砂糖類の販売業」(当該製造場で製造された砂糖類の販売業を除く。)又は「を削り、同条第一項中「砂糖類の販売業」(当該製造場で製造された砂糖類の販売業を除く。)又は「を削る。

第三十七条第三号中「砂糖類の販売業又は」を削る。

(物品税法の一部改正)

第五条 物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のようにより改定する。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 当該書類は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

二 当該書類は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

三 当該書類は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

四 第二条第三項を次のようにより改定する。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 第二種又は第三種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めた予定期日

二 第二種又は第三種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めた予定期日

三 第二種又は第三種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めた予定期日

7 税務署長は、前項の許可を受けた輸出物品販売場の営業者が物品税に関する法令の規定に違反した場合その他取締り上特に不適当と認められる場合には、その許可を取り消すことができる。

第二十二条第六項ただし書、第二十三条第四項後段及び第二十六条第四項ただし書中「承認」を「届出又は承認」に、「同項に規定する期限内」を「同項各号に掲げる日まで」に改める。

第二十八条第一項中「構成していた課税物品」の下に「で第十六条第一項の規定の適用を受けたもの以外のもの」を加え、同条第四項中「当該物品の返還又はもどし入れに關する明細書及び当該返還又はもどし入れの事実を証する」を「当該控除又は還付を受けようとする物品税額に相当する金額の計算に關する」に改める。

第二十九条第二項中「移出するとき」を「移出されたとき」に、「月分の」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該揮発油のもどし入れ又は移入及び移出に關する明細書及び当該もどし入れ又は移入の事実を証する」を「当該控除又は還付を受けようとする揮発油のもどし入れ又は移入及び移出に關する明細書及び当該もどし入れ又は移入の事実を証する」に改め

第三十条第二項中「移出するとき」を「移出されたとき」に、「月分の」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該揮発油税額に相当する金額の計算に關する」に改め

第三十一条第二項中「移出するとき」を「移出されたとき」に、「月分の」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該揮発油税額に相当する金額の計算に關する」に改め

第三十二条第二項中「移出するとき」を「移出されたとき」に、「月分の」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該揮発油税額に相当する金額の計算に關する」に改め

第三十三条第二項中「移出するとき」を「移出されたとき」に、「月分の」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該揮発油税額に相当する金額の計算に關する」に改め

第三十四条第二項中「移出するとき」を「移出されたとき」に、「月分の」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該揮発油税額に相当する金額の計算に關する」に改め

第三十五条第二項中「移出するとき」を「移出されたとき」に、「月分の」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該揮発油税額に相当する金額の計算に關する」に改め

第三十六条第二項中「揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)の一部を次のようにより改定する。

第十一条第一項第七号中「第一項若しくは第二項」を削り、同条第二項中「第十七条第一項又は」を「第十七条第一項若しくは」に改め、「もどし入れをした者」の下に「又は同条第二項の移入をした者」を、「同条第一項」の下に「第二項」を、「当該もどし入れ」の下に「又は移入」を加える。

第三十七条第三項を次のようにより改定する。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めた予定期日

二 石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めた予定期日

三 石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めた予定期日

四 第二十二条第六項中「を相當量販売するのに適するものであることにつき」を「で同項に規定する方法により購入されるものを販売することができる販売場として」に、「承認」を「許可」に改め、同条に次の「一」を加える。

二 挥発油の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めた予定期日

三 当該税務署長が指定した日

四 当該税務署長が指定した日

五 当該税務署長が指定した日

六 当該税務署長が指定した日

七 当該税務署長が指定した日

八 当該税務署長が指定した日

九 当該税務署長が指定した日

十 当該税務署長が指定した日

十一 当該税務署長が指定した日

十二 当該税務署長が指定した日

十三 当該税務署長が指定した日

十四 当該税務署長が指定した日

十五 当該税務署長が指定した日

十六 当該税務署長が指定した日

十七 当該税務署長が指定した日

十八 当該税務署長が指定した日

十九 当該税務署長が指定した日

二十 当該税務署長が指定した日

二十一 当該税務署長が指定した日

二十二 当該税務署長が指定した日

二十三 当該税務署長が指定した日

二十四 当該税務署長が指定した日

二十五 当該税務署長が指定した日

二十六 当該税務署長が指定した日

二十七 当該税務署長が指定した日

二十八 当該税務署長が指定した日

二十九 当該税務署長が指定した日

三十 当該税務署長が指定した日

三十一 当該税務署長が指定した日

三十二 当該税務署長が指定した日

三十三 当該税務署長が指定した日

三十四 当該税務署長が指定した日

三十五 当該税務署長が指定した日

三十六 当該税務署長が指定した日

三十七 当該税務署長が指定した日

三十八 当該税務署長が指定した日

三十九 当該税務署長が指定した日

四十 当該税務署長が指定した日

四十一 当該税務署長が指定した日

四十二 当該税務署長が指定した日

四十三 当該税務署長が指定した日

四十四 当該税務署長が指定した日

四十五 当該税務署長が指定した日

四十六 当該税務署長が指定した日

四十七 当該税務署長が指定した日

四十八 当該税務署長が指定した日

四十九 当該税務署長が指定した日

五十 当該税務署長が指定した日

五十一 当該税務署長が指定した日

五十二 当該税務署長が指定した日

五十三 当該税務署長が指定した日

五十四 当該税務署長が指定した日

五十五 当該税務署長が指定した日

五十六 当該税務署長が指定した日

五十七 当該税務署長が指定した日

五十八 当該税務署長が指定した日

五十九 当該税務署長が指定した日

六十 当該税務署長が指定した日

六十一 当該税務署長が指定した日

六十二 当該税務署長が指定した日

六十三 当該税務署長が指定した日

六十四 当該税務署長が指定した日

六十五 当該税務署長が指定した日

六十六 当該税務署長が指定した日

六十七 当該税務署長が指定した日

六十八 当該税務署長が指定した日

六十九 当該税務署長が指定した日

七十 当該税務署長が指定した日

七十一 当該税務署長が指定した日

七十二 当該税務署長が指定した日

七十三 当該税務署長が指定した日

七十四 当該税務署長が指定した日

七十五 当該税務署長が指定した日

七十六 当該税務署長が指定した日

七十七 当該税務署長が指定した日

七十八 当該税務署長が指定した日

七十九 当該税務署長が指定した日

八十 当該税務署長が指定した日

八十一 当該税務署長が指定した日

八十二 当該税務署長が指定した日

八十三 当該税務署長が指定した日

八十四 当該税務署長が指定した日

八十五 当該税務署長が指定した日

八十六 当該税務署長が指定した日

八十七 当該税務署長が指定した日

八十八 当該税務署長が指定した日

八十九 当該税務署長が指定した日

九十 当該税務署長が指定した日

九十一 当該税務署長が指定した日

九十二 当該税務署長が指定した日

九十三 当該税務署長が指定した日

九十四 当該税務署長が指定した日

九十五 当該税務署長が指定した日

九十六 当該税務署長が指定した日

九十七 当該税務署長が指定した日

九十八 当該税務署長が指定した日

九十九 当該税務署長が指定した日

一百 当該税務署長が指定した日

一百零一 当該税務署長が指定した日

一百零二 当該税務署長が指定した日

一百零三 当該税務署長が指定した日

一百零四 当該税務署長が指定した日

一百零五 当該税務署長が指定した日

一百零六 当該税務署長が指定した日

一百零七 当該税務署長が指定した日

一百零八 当該税務署長が指定した日

一百零九 当該税務署長が指定した日

一百一十 当該税務署長が指定した日

一百一十一 当該税務署長が指定した日

一百一十二 当該税務署長が指定した日

一百一十三 当該税務署長が指定した日

一百一十四 当該税務署長が指定した日

一百一十五 当該税務署長が指定した日

一百一十六 当該税務署長が指定した日

一百一十七 当該税務署長が指定した日

一百一十八 当該税務署長が指定した日

一百一十九 当該税務署長が指定した日

一百二十 当該税務署長が指定した日

一百二十一 当該税務署長が指定した日

一百二十二 当該税務署長が指定した日

一百二十三 当該税務署長が指定した日

一百二十四 当該税務署長が指定した日

一百二十五 当該税務署長が指定した日

一百二十六 当該税務署長が指定した日

一百二十七 当該税務署長が指定した日

一百二十八 当該税務署長が指定した日

一百二十九 当該税務署長が指定した日

一百三十 当該税務署長が指定した日

一百三十一 当該税務署長が指定した日

一百三十二 当該税務署長が指定した日

一百三十三 当該税務署長が指定した日

一百三十四 当該税務署長が指定した日

一百三十五 当該税務署長が指定した日

一百三十六 当該税務署長が指定した日

一百三十七 当該税務署長が指定した日

一百三十八 当該税務署長が指定した日

一百三十九 当該税務署長が指定した日

一百四十 当該税務署長が指定した日

一百四十一 当該税務署長が指定した日

一百四十二 当該税務署長が指定した日

一百四十三 当該税務署長が指定した日

一百四十四 当該税務署長が指定した日

一百四十五 当該税務署長が指定した日

一百四十六 当該税務署長が指定した日

一百四十七 当該税務署長が指定した日

一百四十八 当該税務署長が指定した日

一百四十九 当該税務署長が指定した日

一百五十 当該税務署長が指定した日

一百五十一 当該税務署長が指定した日

一百五十二 当該税務署長が指定した日

一百五十三 当該税務署長が指定した日

一百五十四 当該税務署長が指定した日

一百五十五 当該税務署長が指定した日

一百五十六 当該税務署長が指定した日

一百五十七 当該税務署長が指定した日

一百五十八 当該税務署長が指定した日

六 石炭対策特別会計の經理を行なうこと。 勞働省設置法（昭和二十四年法律第二百六十一号）

第十条第一項第四号の二の次に次の二号を加える。

第十条第二項中「第四号及び第四号の二」を
「第四号から第四号の三まで」に改め、「緊急失業対策法」の下に「及び炭鉱離職者臨時措置法」を加える。

理由

石炭対策に関する政府の經理を一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置することとして、その財源に充てるものとして石油関税收入へのうち相当額をこの会計に帰属させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長内田常雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○内田常雄君　ただいま議題となりました法律案三件につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、関税定率法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

第四は、万国博覧会の開催に備え、わが国で開催される国際博覧会、国際見本市等のため一時輸入される外國貨物について、保税展示場の制度を新たに設けること。また、博覧会の観覧者に無償で配布される見本品、記念品、あるいは博覧会の建設資材等について免税規定を設けることなどです。

次に、税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

しようとするものであります。
この会計におけるおもな歳入は、石炭対策の財源に充てられる原重油関税収入であります。なお当分の間は、この会計の歳入不足を埋めるため、一般会計から必要な金額を繰り入れることができます。

この法律案は、最近における経済情勢の変化に對応するため、関税に関する次の諸点について相當法範囲な改正を行なおうとするものであります。

第五は、開港の追加指定であります。新たに岩手県の大船渡港、宮城県の石巻港、茨城県の日立港、大阪府の阪南港及び佐賀県の伊万里港を開港する旨を規定するものです。

税諸法について各般の改正を行なうものでありります。す。

すなわち、第一は、関税率について必要な調整を行なうことでありまして、関税定率法及び関税暫定措置法を通じて四十八品目の実行税率を変更するとともに、暫定税率の適用期限が本年五月三十一日とされている九十四品目の適用期限をおねむね本年度末まで延長することいたしております。

す、ハナナに対する関税率の問題もこれに含まれております。

日本社会党を代表して平林剛君より、本案に対する反対の意を述べて顶いた。大筋において反対するものではないが、たゞ

本案につきましては、審査の結果、昨十七日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会

第三は、本年五月三十日に適用期限が到来する重要な機械類の免税、肥料製造用揮発油にかかる関税の還付等十四項目にわたる暫定措置についての適用期限を本年度末まで延長することあります。たしておきます。

また、電力、鉄鋼業等に対する重油関税の一般還付及び特別還付のことまでの制度は、石炭対策特別会計の設置に伴つて、同会計からの交付金制度に吸収されますので、この際削除することとしております。

第三は、簡易税率の新設でありまして、通関の迅速化をはかるため、入出国者の携帯品について関税及び内国消費税を統合した簡易な税率を設けることあります。

なお、本案に対しましては、全会一致の附帯決議が行なわれましたが、その要旨は、バナナ関税引き下げの実施にあたっては、政府は、国産果実生産者及び消費者の立場を十分考慮して、その引き下げの時期、バナナの輸入とその国内流通秩序について十分な配慮と改善の措置を講ずることによります。

内市場の拡大につとむべきであるというものであります。

に、国産果実の生産流通の合理化、輸出振興、国

き続きたる既存の税制を改め、その運営を改善する方針を示すものであります。

次に、税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、今次税制改正の一環として、納税者の負担の軽減と手続の簡素化をはかるため、国税通則法、国税徵収法及び酒税法その他の周辺法

しようとするものであります。
この会計におけるおもな歳入は、石炭対策の財源に充てられる原重油関税収入であります。なお当分の間は、この会計の歳入不足を埋めるため、一般会計から必要な金額を繰り入れることができます。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

案(内閣提出)

○亀岡高夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十二年三月二十二日

内閣總理大臣 佐藤 栄作

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律

炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「五百七十円以上である者に

ついては、五百七十円、当該賃金日額に百分の六十を乗じて得た額が五百七十円」を「政令で定める額以上である者については、当該政令で定める額、当該賃金日額に百分の六十を乗じて得た額が当該政令で定める額」に改める。

第十七条第二項中「扶養親族一人につき二十円(子のうち一人を除いた子については、十円)」を「政令で定める額」に改める。

第二十三条第一項第七号を次のよう改める。

七 炭鉱離職者が事業を開始する場合において、自営支度金を支給し、並びに必要な資金の借入れのあつせん及び借入れに係る債務の保証を行なうこと。

第二十四条に次の一項を加える。

3 前条第一項第七号に規定する債務の保証に関する業務は、雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七条第一項の規定の適用については、

同法第十九条第三項に規定する業務とみなして、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用についてとは、同法第十九条の二第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律

第四十四条中「移住資金若しくは第二十三条第一項第二号の手当の支給を受けることとなつた炭鉱離職者」を「援護業務として行なわれる給付金の支給を受けたこととなつた者に、「移住資金又は

第二十三条第一項第二号の手当」を「次条に規定する給付金以外の給付金」に改める。

第四十四条の二中「就職促進手当」の下に「又は

移住資金、第二十三条第一項第二号の手当若しくは自営支度金(同項第十号の規定に基づいて再就職する炭鉱離職者に対して支給する給付金であつて、自営支度金に相当するものを含む。)」を加え

る。

附則第十六条本文中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日前の日に係る就職促進手当の日額については、この法律による改正後の

炭鉱離職者臨時措置法第十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員会理事八木昇君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔八木昇君登壇〕

○八木昇君 ただいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

御承知のとおり、産炭地域の実情は、依然とし

て炭鉱離職者及び生活保護者が滞留し、まことに悲惨な様相を呈しているのであります。かかる状況にかんがみ、本案は炭鉱離職者対策についてな

おうそりの充実をはかるうとするものであります。さて、その内容は、

第一に、雇用促進事業団の援護業務を拡充して、自営業を希望する炭鉱離職者に対し、新たに自営支度金を支給すること、及び炭鉱離職者の開業資金の借入れに際し、債務の保証を行なうこ

と

第二に、就職促進手当の最高日額及び扶養加算額を諸般の状況の推移に即応して改定できること政令を定めること

第三に、炭鉱離職者臨時措置法の廃止期限を三年間延長して、昭和四十六年三月三十一日までとすること

本案は、去る三月二十二日本委員会に付託され、四月十九日早川労働大臣より提案理由の説明を聴取した後、慎重審議を行ない、本日の委員会

において質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、炭鉱離職者求職手帳の期間が終了した炭鉱離職者の再就職の促進に関する附帯決議を付したことを申し添えます。

以上、御報告いたします。(拍手)

題といたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

が終了した炭鉱離職者の再就職の促進に関する附帯決議を付したことと申し添えます。

以上、御報告いたします。(拍手)

国会に提出する。

昭和四十二年三月三十日

内閣総理大臣 佐藤 繁作

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

官報(号外)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律 裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のようないかだす。

第一条の表中「一、二三七人」を「一、二四一人」に、「七三一人」を「七三四人」に改める。

第二条中「二万八百六十六人」を「二万九百十三人」に改める。

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附 則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党四党共同提案にかかる、政府は、裁判官その他裁判所職員の増員並びに施設の整備等に關し、必要な予算の増額措置を講ずるよう格段の努力とくふうをいたすべきである旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 鶴岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議

大坪保雄君登壇

○大坪保雄君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の趣旨は、裁判所職員の員数を増加しようとするものであり、その内容は、第一に、借地法等の一部を改正する法律の施行によつて、新たに

地方裁判所及び簡易裁判所で取り扱うことになつた借地条件の変更等に関する申し立て事件を適正迅速に処理するため、判事四名、簡易裁判所判事三名を増員し、第二に、地方裁判所における工業所有権及び租税に関する事件を適正迅速に処理する等のため、裁判官以外の裁判所職員を四十七名増員しようとするものであります。

法務委員会におきましては、四月六日提案理由の説明を聴取した後、慎重な審議を行ない、本は多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党四党共同提案にかかる、政府は、裁判官その他裁判所職員の増員並びに施設の整備等に關し、必要な予算の増額措置を講ずるよう格段の努力とくふうをいたすべきである旨の附帯決議が付されました。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

午後三時五十分散会

賛成者起立

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

午後三時五十分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 繁作君

法務大臣 田中伊三次君

大蔵大臣 水田三喜男君

通商産業大臣 菅野和太郎君

運輸大臣 大橋 武夫君

農林大臣 倉石 忠雄君

労働大臣 早川 崇君

内閣法制局長官 高辻 正巳君

科学技術厅原子力局長 村田 浩君

通商産業省鉱山局長 両角 良彦君

出席政府委員
一、去る十六日、内閣を経由して土地調整委員会委員長黒河内透君から、土地調整委員会設置法第十九条の規定に基づく昭和四十一年土地調整委員会年次報告書を受領した。

朗読を省略した議長の報告 (報告書受領)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

求めます。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

官 報 (号 外)

（政府委員任命）
法務省人権擁護局長 堀内 恒雄
申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。
一、去る十六日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、十六日議長において承認した堀内恒雄を同日第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受け領した。
(政府委員退任)
一、去る十六日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、十二日付をもつて法務省人権擁護局長事務代理辻本隆一は同事務代理を免ぜられたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受け領した。
(理事補欠選任)
一、去る十六日、社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 橋本龍太郎君(理事井村重雄君去る十六日理事辞任につきその補欠)
一、昨十七日、通信委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 秋田 大助君(理事龜岡高夫君昨十七日委員辞任につきその補欠)
(常任委員辞任)
一、去る十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	橋口 隆君	山手 満男君
社会労働委員	佐藤觀次郎君	近江日記夫君
農林水産委員	中谷 鉄也君	山口シヅエ君
商工委員	赤路 山田 瞽目君	栗林 三郎君
運輸委員	中谷 鉄也君	大橋 敏雄君
通信委員	山口シヅエ君	濱野 清吾君
建設委員	勝澤 芳雄君	金丸 德重君
予算委員	江田 三郎君	江田 三郎君
決算委員	勝澤 芳雄君	芳賀 貢君
社会労働委員	加藤 万吉君	渡辺 物藏君
通信委員	高夫君	八百板 正君
建設委員	龟岡 烟 和君	加藤 万吉君
予算委員	渡辺 物藏君	八百板 正君
決算委員	和君	秋田 大助君
(常任委員補欠選任)		

（特別委員辭任）

決算委員 村山 達雄君

一、去る十六日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

産業公害対策特別委員 沖綱問題等に關する特別委員	地崎宇三郎君
北澤 直吉君	森 清君
内海 英男君	橋口 隆君

一、昨十七日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

産業公害対策特別委員 加藤 万吉君	中井徳次郎君
石田 有全君	中谷 鉄也君

（特別委員補欠選任）

一、去る十六日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

産業公害対策特別委員 冲縄問題等に關する特別委員	田村 良平君
内海 英男君	橋口 隆君
北澤 直吉君	森 清君

一、昨十七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

産業公害対策特別委員 石田 宿全君	中谷 鉄也君
加藤 万吉君	中井徳次郎君

（条約提出）

一、去る十六日、内閣から提出した条約は次の通りである。

一千九百二十八年一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に關する条約第四条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

二 本案施行に要する経費
昭和四十二年度一般会計予算に農業共済基金
出資に必要な経費として、三億円が計上されて
いる。

右報告する。

昭和四十二年五月十六日

衆議院議長 石井光次郎殿

農林水産委員長 本名 武

沖繩居住者等に対する失業保険に関する特
別措置法案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的

本案は、近年沖縄から本邦に就職するため移
転する者また沖縄に帰郷する者が増加し、これ
ら沖縄帰郷者の中には、本邦の失業保険法若し
くは船員保険法の規定による失業保険金の受給
資格者が沖縄地域において失業し、又は沖縄地
域に施行されている失業保険法の規定による失
業保険金の受給資格者が本邦において失業して
いる場合に、それぞれの政府が失業保険給付に
相当する給付を行なうことができるよう措置を
講じ、これらの者の生活の安定を図ることを目
的とするものである。

三 本案施行に要する経費

農業共済組合連合会の保険金の支払に必要な資金の供給を円滑にするため、農業共済基金がその資本金を増加することができる」とし、及びこれに伴い政府が同基金に対し追加出資をすることができることとする等所要の改正を行なうこととは、時宜に適するものであると認め、本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

的としたものでその内容は次のとおりである。

的としたものでその内容は次のとおりである。
1 琉球政府が、本邦失業保険法の規定による
失業保険金の受給資格者で沖縄地域において
失業しているものに対し、その者が本邦にわ
いて受け取ることができるものと同内容の給

三 本案施行に要する経費

沖繩の政府への交付金として、昭和四十二年度失業保険特別会計に、一億四千九百十七万円及び昭和四十二年度船員保険特別会計に、九十六万八千円がそれぞれ計上され、沖繩の政府から受入金三千四百三十三万七千円が予定されている。

昭和四十二年五月十六日

日本本邦首重役ハ團法ノ一部を改正する
衆議院議長 石井光次郎殿 沖縄問題等に關する特別委員長 白井 莊

案(内閣提出)に関する報告

議案の要旨及び目的

政府は、法人に対し

に關する法律第三条の規定にかかるわらず、國会の議決を経た金額の範囲内において、鉄道建設債券に係る債務について保証することができる」とすること。

二 議案の可決理由

本案は、新線建設資金の調達の円滑化を図る

相当する給付を、それぞれ沖縄地域又は本邦にあつても受けることができるようにするための措置を講ずることは、きわめて時宜に適し、そ

ため、適切妥当であると認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として 昭和四十一年 度一般会計予算額第一 条13に日本鉄道建設
公団の公募により発行する鉄道建設債券に係る
債務の政府保証限度額三十八億円が定められて
いる。

右報告する。
昭和四十二年五月十七日
衆議院議長 石井光次郎殿
運輸委員長 内藤 隆

関税定率法等の一部を改正する法律案（内）

一 議案の要旨及び目的 閣提出)に関する

1 関税率の改正

税率の適用期間

2 年間延長する。
暫定関税免除制度及び還付制度の期限延長
本年五月三十一日に適用期限が到来する重

税の還付等十四の闇

3 制度の適用期限を本年度末まで延長する。
簡易税率の新設

を新設する。

4 保稅展示場の制度の新設

日本万国博覽会の開催に備え、展示等のため一時輸入される外貨貨物について保稅展示場の制度を新たに設ける。なお、この制度は国際見本市についても適用することができるとしている。

5 開港の指定

新たに開港として大船渡港(岩手県)、石巻港(宮城県)、日立港(茨城県)、阪南港(大阪府)及び伊万里港(佐賀県)を指定するとともに、開港の要件をみたまくなつたため開港でなくなつた口ノ津港(長崎県)を削る。

6 関稅罰則の合理化

関稅の脱犯等について、その犯則の態様にかかわらず犯罪にかかる貨物をすべて没収する現行法の建前は実情に即さない面があるので、必要没収は麻薬等の輸入禁止品、非自由物資、高關稅物資等に限ることとする等罰則規定の整備を図る。

なお、この改正により初年度二十三億六千萬円、平年度四十三億四千万円の増収が見込まれている。

二 議案の可決理由

最近における経済情勢等の変化に対応するため、関稅定率法、關稅法、關稅暫定措置法について、それぞれ所要の改正を行なことは適切妥当な措置であることを認め、別紙附帶決議を附して本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年五月十七日

〔別紙〕

衆議院議長 石井光次郎殿
大蔵委員長 内田 常雄

であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるとしている。

口 稅額

(1) 稅額に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(2) 国税を分割納付する場合に、その分割金額に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数金額は最初の分納税額に合算することとしている。

(3) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(4) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(5) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(6) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(7) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(8) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(9) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(10) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(11) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(12) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(13) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(14) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(15) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(16) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(17) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(18) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(19) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(20) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(21) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(22) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(23) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(24) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(25) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(26) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(27) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(28) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(29) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(30) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(31) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(32) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(33) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(34) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(35) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(36) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

(37) 附帯税に一〇〇円(現行一〇円)未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとしている。

〔1〕 課稅標準

課稅標準に一、〇〇〇円(現行一〇〇円)

円)未満の端数があるときは、またはその全額が一、〇〇〇円(現行一〇〇円)未満

きものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年五月十七日

〔2〕 關稅標準化の簡素化

關稅標準化の簡素化

の縮小

承認事項

の縮小

の簡素化

に添付することを要することとされている
証明書の提出期限は、税務署長の承認を受けた場合に限つてその延長が認められる制度となつてゐるが、法定提出期限から三か月以内に提出できる場合には、現行の承認制を届出制に改めることとしている。

(2) 申告書に添付する書類の簡略化
製造場へもどし入れまたは移入があつた場合には、もどし入れまたは移入の事実を証明する書類等を納税申告書に添付する制度となつてゐるが、該控除または還付を受けるべき税額の計算に関する書類のみを添付すれば足りることに改めることとしている。

二 議案の可決理由

本案は、今次税制改正の一環として、納税者の負担の軽減と手続の簡素化を図るために措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十二年五月十七日

大蔵委員長 内田 常雄

[別紙]

衆議院議長 石井光次郎殿

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
税制簡素化は納税者のつよい要望であることにかんがみ、不斷の努力を傾注することが必要である。

よつて政府は、各般にわたり、真に納税者の便を優先的に考慮して、税法及び税務行政の簡素化の方途をさらに引き続き徹底的に検討、実施すべきである。

石炭対策特別会計法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、石炭対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することとし、その財源に充てるものとして石油関税収入のうち相当額をこの会計の歳入に組み入れることとするもので、主な内容は、次のとおりである。

(1) この会計は、大蔵大臣、通商産業大臣及び労働大臣が管理すること。

(2) この会計の歳入及び歳出は、次のとおりとする。

(歳入)
(1) 石炭対策に充てられる原重油関税收入
(2) 一時借入金の借換えによる収入金等
(歳出)
(1) 石炭鉱業合理化事業団に対する出資金及び補助金
(2) 坑道展開の効率化、保安の確保、鉱業技術の開発その他石炭鉱業の生産の合理化を図るための補助金
(3) 石炭鉱業会社の借入金に係る元利補給金
及び石炭鉱業の経営経理の改善及び安定を図るための補助金
(4) 電力、鉄鋼用炭の需要確保のための增加引取交付金及び電源開発株式会社の石炭専

金並びに就職促進手当
(5) 炭鉱離職者のための緊急就労対策事業、職業訓練及び再就職援護業務に関する補助金並びに就職促進手当
(6) 産炭地域の鉱工業等の振興を図るために行なう事業に関する補助金及び産炭地域振興事業団に対する出資金
(7) 鉱害復旧工事に関する補助金及び鉱害基金に対する出資金
(8) 一時借入金の利息並びに借換えに係る一時借入金の償還金及び利子

事務取扱費等

(9) 原重油関税収入のうち、一定の額(昭和三十五年四月以降における石炭対策財源調達のための税率引上げによる税収増加額相当分)は、石炭対策の財源に充てるため、この会計の歳入に組み入れるものとする。

は、石炭対策の財源に充てるため、この会計の歳入に組み入れるものとする。

この会計の予算及び決算の作成及び提出、一時借入金の借入れ及び借換え、余裕金の預託、支出残額の繰越し等この会計の経理に必要な事項を定めること。

(10) この会計の歳入不足をうめるため、当分の間、一般会計から必要な金額をこの会計に繰り入れることができるものとすること。
なお、この繰入金については、後日、予算で定めるところにより、一般会計に繰り戻さなければならぬものとする。

(11) 昭和四十二年度の一般会計の暫定予算に基づく石炭対策関係の収入支出は、この会計の同年度の本予算が成立したときは、この会計の収入支出とみなして整理すること。

焼発電施設の建設資金に充てるための出資
金

二 議案の可決理由
画期的な石炭対策の全貌を明らかにし、その経理を明確にするため、原重油関税収入のうち相当額を財源として、新たに特別会計を設置することは、適切妥当な措置と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置
この特別会計の昭和四十二年度予算においては、原重油関税収入四百七十四億九千百万円を受け入れるほか、一般会計から四十六億三千九百十七万八千円を受け入れることとし、歳入歳出とも五百二十一億八千十七万八千円を計上している。

昭和四十二年五月十八日

大蔵委員長 内田 常雄

衆議院議長 石井光次郎殿

理化研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は理化研究所の埼玉県への移転に伴い、同研究所の主たる事務所の所在地に関する規定を改正するほか、監事の権限及び役員の欠格事由等に関する規定を整備しようとするもので、その要旨は次の通りである。

1 研究所の主たる事務所の所在地在「東京都」を「埼玉県」に改めること。
2 役員の権限、欠格事由及び兼職禁止に関する

る規定を整備すること。

3 役員の兼職禁止の解除に関する承認権限を内閣総理大臣から科学技術庁長官へ委任することができるものとすること。

二 議案の可決理由

本案の趣旨は、適切妥当なものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十二年五月十八日

衆議院議長 石井光次郎殿
策特別委員長 矢野 紗也

衆議院議長 石井光次郎殿

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、石炭鉱業の閉山合理化に伴う炭鉱離職者対策について、その充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 履用促進事業団の援護業務を拡充し、新たに次の業務を行なう。

イ 自営業を希望する炭鉱離職者に対して、自営支度金を支給する。
ロ 炭鉱離職者が開業に必要な資金を借り入れる場合その債務の保証を行なう。

2 炭鉱離職者臨時措置法の廃止期限を三年間延長して、昭和四十六年三月三十日までとする。

3 就職促進手当の最高日額及び扶養加算額を政令で定めることができるようとする。

4 援護業務として、炭鉱離職者に支給されるすべての給付金について、譲渡、担保の提

供、差押え、公課を禁止すること。

5 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、石炭鉱業の合理化に伴う炭鉱離職者の職業の安定について、その実態に即した対策を推進するため必要かつ適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のことき附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度石炭対策特別会計予算に、炭鉱離職者援護対策費として、五十億三千万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十二年五月十八日

衆議院議長 石井光次郎殿
石炭対策特別委員長 多賀谷真穂

[別紙]

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、炭鉱離職者求職手帖の期間が終了した炭鉱離職者について、なお一層再就職を促進するよう積極的に努力すべきである。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度裁判所関係予算に二千八百九十七万円を計上している。

右報告する。

四 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、借地法等の一部を改正する法律の施行によつて、新たに地方裁判所及び簡易裁判所で取り扱うこととなつた借地条件の変更等に関する申立事務の適正迅速な処理を図りまた執行官法の規定により地方裁判所が取り扱うこととなつた金銭の保管に関する事務の処理を図る等のため、裁判所職員の員数を増加しようとするもので、妥当なものと認め、これは可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙の通り附帯決議を附すことにして、附記する。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年五月十八日

衆議院議長 石井光次郎殿
法務委員長 大坪 保雄

[別紙]

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右報告する。

五 この法律は、公布の日から施行する。

有権に關する事件及び租税に關する事件等を正迅速に処理し、また執行官法の規定により地方裁判所が取り扱うこととなつた金銭の保管に關する事務を処理する等のため、裁判所職員の員数を増加しようとするもので、その増員の内訳は次の通りである。

1 地方裁判所判事四人、簡易裁判所判事三人

2 裁判官以外の裁判所職員のうち、裁判所調査官、裁判所事務官、裁判所書記官及び家庭

2 裁判官のうち、裁判所職員のうち、裁判所調査官、裁判所事務官、裁判所書記官及び家庭

3 本案施行に要する経費

昭和四十二年五月十八日

衆議院議長 石井光次郎殿
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右報告する。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年五月十八日

衆議院議長 石井光次郎殿
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

<p